

しあわせ信州

長野県地域防災計画

その他災害対策編

雪害対策編

航空災害対策編

道路災害対策編

鉄道災害対策編

危険物等災害対策編

大規模な火事災害対策編

林野火災対策編

令和6年度修正

(令和7年3月)

長野県防災会議

□□□ その他災害対策編 □□□

一 雪害対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節	雪害に強い地域づくり	5
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	16
第3節	観測・予測体制の充実	22

第2章 災害応急対策計画

第1節	雪害直前活動	24
第2節	除雪等の実施と雪崩災害の防止活動	27
第3節	避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮	32

一 航空災害対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節	情報の収集・連絡体制の整備	34
第2節	災害応急体制の整備	36

第2章 災害応急対策計画

第1節	情報の収集・連絡・通信の確保	38
第2節	活動体制の確立	40
第3節	捜索、救助・救急及び消火活動	41
第4節	関係者等への情報伝達活動	43

一 道路災害対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節	道路交通の安全のための情報の充実	46
第2節	道路（橋梁等を含む）の整備	47
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	48

第2章 災害応急対策計画

第1節	発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保	50
第2節	救急・救助・消火活動	51
第3節	災害応急対策の実施	52
第4節	関係者への情報伝達活動	54
第5節	道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動	55

一 鉄道災害対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節	鉄道交通の安全のための情報の充実	58
第2節	鉄道施設・設備の整備・充実等	59
第3節	鉄道車両の安全性の確保	62
第4節	鉄道交通に携わる人材の育成	63
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	64
第6節	再発防止対策の実施	68

第2章 災害応急対策計画

第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	69
第2節	活動体制及び応援体制	71
第3節	救助・救急・消火活動	74
第4節	緊急交通路及び代替交通手段の確保	75
第5節	関係者等への情報伝達活動	76

一 危険物等災害対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節	危険物等関係施設の安全性の確保	82
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	86

第2章 災害応急対策計画

第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	89
第2節	災害の拡大防止活動	90
第3節	危険物等の大量流出に対する応急対策	95

一 大規模な火事災害対策編 一

第1章 災害予防計画

- 第1節 災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
- 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え・・・・・・・・ 101

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
- 第2節 避難誘導活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

第3章 災害復旧・復興計画

- 第1節 計画的復興の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

一 林野火災対策編 一

第1章 災害予防計画

- 第1節 林野火災に強い地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
- 第2節 林野火災防止のための情報の充実・・・・・・・・・・ 113
- 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え・・・・・・・・ 114

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 林野火災の警戒活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
- 第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制・・・・・・・・・・ 117
- 第3節 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
- 第4節 消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
- 第5節 二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121

第3章 災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122

雪害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

なお、本計画を円滑に実施するため、毎年、長野県雪対策連絡会議において協議し、「長野県雪害予防実施計画」を定める。

第1節 雪害に強い地域づくり

第1 基本方針

県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、市町村づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 9 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 11 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 14 雪害に関する知識について、住民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強い県づくり

(1) 基本方針

県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】

県、市町村及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

イ【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。
- (イ) 雪害に強い県土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (ウ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (エ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において、道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (オ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。
- (カ) 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。
- (イ) 雪害に強い市町村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。
- (ウ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。
- (エ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。
- (オ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

県内の冬期道路交通を確保するため、県、市町村、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。

県、市町村及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、市町村及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。(建設部)
- (イ) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、市町村及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。(建設部)
- (ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は、人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- (エ) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう緊急確保路線について、除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、排雪場所の設定その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。(建設部)
- (イ) 豪雪時に迅速かつ適切な交通規制を行うため、道路管理者、警察が連携体制を整備する。(建設部、警察本部)
- (ウ) 豪雪時に県と市町村が相互に連携して、除雪できる体制を整備する。(建設部)
- (エ) 豪雪時には豪雪地域、小雪地域等の県内地域間で資機材の融通等を図る。(建設部)
- (オ) 豪雪時に隣接県と相互に連携して、除雪できる体制を整備する。(建設部)
- (カ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき、交通の確保を図る。(建設部)
- (キ) 有料道路における交通確保(道路公社)
除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (ク) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- (ケ) 県は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、

これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について、注意喚起を図ることとする。

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、それぞれの計画の定めるところにより、除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うものとする。
- (イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、排雪場所の周知を図るものとする。
- (ウ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- (エ) 市町村は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 一般国道(指定区間)について、国土交通省計画により除雪を行うものとする。
(地方整備局)
なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握するものとする。
- (イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。(地方整備局)
- (ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
- (エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。(路線バス会社等)
- (オ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

オ【住民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるので、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については、自力除雪に努めるものとする。

3 鉄道運行確保計画(鉄道会社)

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(鉄道会社)

- ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
- イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- ウ 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備
- エ 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

4 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成及び維持を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。(林務部)
- (イ) 雪崩危険箇所の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。(林務部)
- (ウ) 除排雪機能又は融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。(建設部)
- (エ) 雪崩災害から人命・財産を守るため、雪崩防止柵の設置等、雪崩対策事業を実施する。(建設部)
- (オ) 豪雪地域における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置をとるものとする。

5 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社が実施する計画

(ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。

(イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。

(ウ) 配電設備については、以下の対策を行うものとする。

- a 電線の太線化
- b 難着雪化電線の使用
- c 支持物の強化
- d 冠雪対策装柱の採用
- e 雪害対策支線ガードの採用
- f 支障木の伐採

イ 東北電力株式会社が実施する計画

(ア) 水力設備については、雪崩防止柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、水中ケーブルの採用等を実施するものとする。

(イ) 送電設備については、支障木の伐採を行うとともに、鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の対張型化または必要な個所の電線に難着雪化を実施するものとする。

6 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

ア 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。(産業労働部)

イ 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置をとるとともに、設備破損によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)

ウ 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築を図るよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。

特に、病院、指定避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。

排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。(産業労働部)

7 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(東日本電信電話㈱長野支店)

電気通信設備の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図るものとする。

8 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

(ア) へき地診療所整備事業の実施(健康福祉部)

(イ) 患者輸送車整備事業の実施(健康福祉部)

9 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行うものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

(ア) 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。
(農政部)

(イ) 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。(農政部)

(ウ) 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止するよう指導する。(農政部)

(エ) 特用林産施設を所有する生産者に対し、ハウス設備等の倒壊を防止するよう指導する。(林務部)

(オ) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。

また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。(林務部)

10 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し、安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 豪雪地帯の市町村に対し、克雪住宅等の普及推進を指導する。
- (オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。
- (イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。
- (ウ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。
- (ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

11 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において児童生徒等という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（教育委員会）

- (ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。
 - a 建設時に想定された施設の耐久度を上回る積雪が生じると破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。
 - b 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。
 - c 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び

避難経路・避難場所の確保に配慮する。

- d 学校長は、緊急時、児童生徒及び保護者に対し、確実かつ迅速に連絡できる体制を整備する。
- e 特別支援学校において、学校長は、児童生徒等の通学の便を考慮し、冬期間の寄宿舍の受け入れに配慮する。
- (イ) 県教育委員会は、冬期分校及び冬期寄宿舍の設置を行う市町村に対して、学級編制の認可等を行う。

イ【市町村が実施する計画】（教育委員会）

- (ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舍を設置するものとする。
- (イ) 県が実施する対策に準じて、市町村の防災計画等をふまえ適切な対策を行うものとする。

12 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財(資料編参照)の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（県民文化部）

市町村文化財所管部局を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導する。

イ【市町村が実施する計画】（教育委員会）

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。

ウ【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

13 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平常時から努めるものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（警察本部）

警備措置

平常時の措置

危険地域等の調査

(a) 調査対象

- ・ 雪崩災害危険箇所
- ・ 地すべり災害危険箇所

(b) 調査事項

- ・ 危険地域の状況
- ・ 危険・被害予想
- ・ 警備措置(事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等)

14 雪害に関する知識の普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等から、ある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であると共に、集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部・企画振興部・健康福祉部・警察本部)

(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。

- 雪害に関する**気象警報**・注意報等に対する知識
- 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意

(イ) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。

(ウ) 市町村に対して、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について助言するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。

(エ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

(オ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。

(イ) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが、被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施
- 5 冬期における児童生徒の教育の確保
- 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 7 警備体制の確立による応急活動の実施
- 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 路上の障害物の除去、除雪、応急復旧等の実施について、道路管理者、警察は必要に応じて、消防機関及び自衛隊等の協力を得て、必要な措置をとる。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施すること。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等により迅速に情報提供すること。
- (イ) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を、地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。
- (ウ) 国県道の緊急除雪体制の確保（建設部）
- 「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」及び連絡会議で確認した実施内容により、緊急確保路線及び除雪優先道路の除雪を行う。

- (エ) 道路管理者、警察が連携し、豪雪時に迅速かつ適切な交通規制等を実施する。
(建設部)
- (オ) 有料道路については、きめ細かな除雪と道路状況の情報提供により、事故防止を図る。(道路公社)
- (カ) 空港管理者は、空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を要請するものとする。(企画振興部)

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

道路交通の確保のため、国道事務所長が除雪量等適切に判断して、随時除雪の出勤を実施するものとする。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出勤について、必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

2 鉄道運行確保計画(鉄道各社)

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたって、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、地元市町村とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】(鉄道会社)

- ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたるものとする。
- イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施するものとする。
- ウ 雪崩発生危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ、予防措置をとり、安全運行の確保を図るものとする。
- エ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、市町村・住民等に協力を求めて、給食・医療の万全を期するものとする。
- オ 雪害時において、旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請するものとする。自衛隊については、自衛隊法に基づき、長野県知事に対して、自衛隊の派遣を要請するものとする。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話㈱）

ア 電気通信設備の復旧体制

（ア） 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努めるものとする。

（イ） 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用するものとする。

又通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備するものとする。

（ウ） 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施するものとする。

4 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が、困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。

さらに、降雪が続き、広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

特別豪雪地帯市町村の高齢者世帯、傷病・障がい者世帯等に対して、市町村が行う、住宅除雪支援員の派遣に対して支援を行い、人命の安全と生活の安定確保を図る。
(危機管理部)

イ【県、市町村、社会福祉協議会等が実施する対策】

（ア） 住民による自力除雪の際の危険防止について、注意喚起等の広報活動を実施するものとする。

（イ） 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施するものとする。

（ウ） 市町村は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難な場合や、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

5 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（教育委員会）

県立の学校においては、以下の対策を実施する。

- ア 学校長は、児童生徒及び保護者に対し、確実かつ迅速に連絡体制をとる。
- イ 学校長は、天候の急変に際して、県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。
- ウ 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。
- エ 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは、気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。
- オ 積雪が一定量を超えると、施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう、雪下ろしを実施するものとする。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（警察本部）

ア 警備措置

(ア) 事前措置

- a 事前情報の収集と情勢判断
- b 警備体制の確立
- c 装備資器材等の確保
- d 関係機関との連絡協調
- e 広報活動の実施

(イ) 雪害発生時の措置

- a 雪害情報の収集・被害の調査等
 - (a) 事前情報
 - (b) 雪害発生時の情報
 - (c) 関係機関に対する連絡
- b 避難措置等
 - (a) 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - (b) 市町村長の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
 - (c) 避難誘導
 - (d) 避難後の措置
- c 被災者の救出（救助）活動
 - (a) 人命救助活動
 - (b) 関係機関の行う救護活動に対する協力

(ウ) 雪害発生後の措置

- a 犯罪の予防・取締
- b 行方不明者の捜索・死体の見分
- c 各種紛争事案に対する措置
- d 他機関の行う応急対策実施に対する協力
- e 広報の実施
 - (a) 雪害の状況
 - (b) 今後の見通し
 - (c) 復旧措置の状況
 - (d) 被災者の収容状況

イ 交通の確保（規制）措置

- (ア) 道路交通の実態把握
- (イ) 関係機関との連絡協調
- (ウ) 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
- (エ) 交通整理・取締員の配置
- (オ) 交通情報の収集・提供

- (カ) 交通安全施設等の視認性の向上
- (キ) 交通規制等の広報

8 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

本県は、急峻な地形が多く、また、一日に1 m以上の降雪を記録する地域もあることから、雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を実施する。
- (イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。
- (ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて、応急工事を実施するものとする。

イ【中部森林管理局が実施する対策】

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について、市町村等から要請があった場合、協力するものとする。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による県民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 県民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 応急対策等に活用するため、降積雪に関するデータを保存・整理する。
- (イ) 長野地方気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。(危機管理部)
- (ウ) 冬期における運行規制及び気象情報・路面情報等を集中管理し、道路利用者に雪道情報を、迅速かつ正確に提供するための体制の整備を図る。(建設部)
- (エ) 広域的な道路管理上必要な観測点で、観測を実施するものとする。(建設部)
- (オ) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう、多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて、予告内容の見直しを行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を、各機関へ速やかに伝達するものとする。(長野地方気象台)

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地域衛星通信ネットワークによる情報の多ルート化
- (イ) 災害対策本部室の設置に伴う新しい通信技術を利用した情報システムの整備
- (ウ) インターネットポータル会社等の活用による情報の提供
- (エ) 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して、ビーコン、情報

板等による迅速な情報提供

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
- (イ) インターネットポータル会社等を利用し、住民に対して、各種の情報を提供する体制の整備を検討するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 雪害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 住民の避難誘導等

第3 活動の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、各市町村・関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

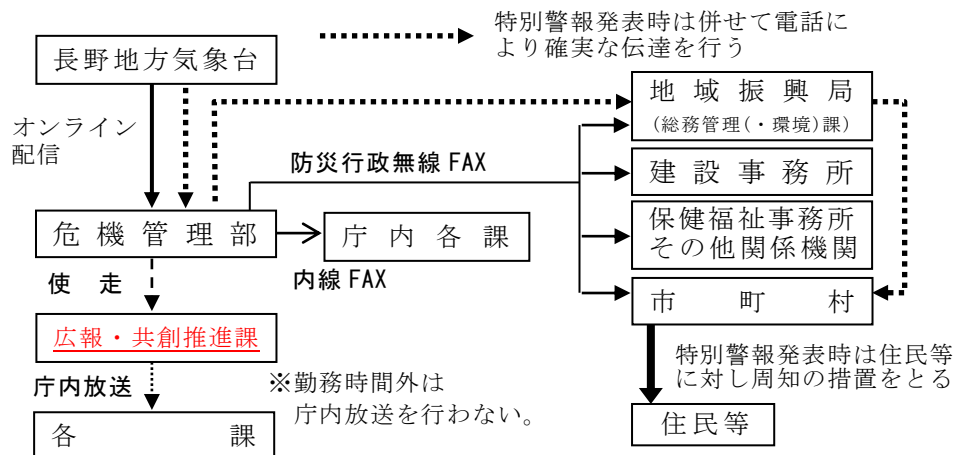
なお、活動体制については、風水害対策編の活動体制計画及び非常参集職員の活動を参照のこと。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統

伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、県においては、以下のとおり行う。



イ【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台）

気象業務法に基づく **気象警報**・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報
警報・注意報発表基準一覧表

発表官署		長野地方気象台									
府県予報区		長野県									
一次細分区域		北部			中部				南部		
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	下伊那地域
警報	暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う									
	大雪(12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 25cm, 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm, 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm, 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 25cm, 聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm
注意報	風雪 (平均風速)	13m/s 雪を伴う									
	大雪(12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 15cm, 山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 25cm	平地 12時間降雪の深さ 15cm, 山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 15cm, 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 15cm, 聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上									
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上									
	着氷	著しい着氷が予想される場合									
	着雪	著しい着雪が予想される場合									

- (注) 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 2 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。
- 3 警報・注意報基準一覧表の解説については、風水害対策編第3章第1節「災害直前活動」にある内容を参照する。

2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

- ア 市町村は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。
- イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

市町村からヘリコプターの出動について要請があった場合は、風水害対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」によりヘリコプターを派遣する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村等は、住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。
また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。
- (イ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請するものとする。
- (ウ) 住民への避難指示等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが、被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施
- 5 冬期における児童生徒の教育の確保
- 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 7 警備体制の確立による応急活動の実施
- 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を、迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 路上の障害物の除去、除雪、応急復旧等の実施について、道路管理者、警察は必要に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て、必要な措置をとる。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施すること。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等により、迅速に情報提供すること。

(イ) 国県道の緊急除雪体制の確保（建設部）

- a 「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」及び連絡会議で確認した実施内容により、緊急確保路線及び除雪優先道路の除雪を行う。

(ウ) 道路管理者、警察が連携し、豪雪時に、迅速かつ適切な交通規制等を実施する。
（建設部）

(エ) 有料道路については、きめ細かな除雪と道路状況の情報提供により、事故防止を図る。（道路公社）

(オ) 空港管理者は、空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を要請するものとする。（企画振興部）

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るものとする。
- (イ) 市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ、支援を行うよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

道路交通の確保のため、国道事務所長が除雪量等適切に判断して、随時除雪の出動を実施するものとする。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について、必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

2 鉄道運行確保計画（鉄道各社）

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたって、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、地元市町村とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については、協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（鉄道会社）

- ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたるものとする。
- イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施するものとする。
- ウ 雪崩発生危険個所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ、予防措置をとり、安全運行の確保を図るものとする。
- エ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、市町村・住民等に協力を求めて給食・医療の万全を期するものとする。
- オ 雪害時において、旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて、消防機関に応援要請するものとする。自衛隊については自衛隊法に基づき、長野県知事に対して、自衛隊の派遣を要請するものとする。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話㈱）

ア 電気通信設備の復旧体制

(ア) 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努めるものとする。

(イ) 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用するものとする。

また、通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備するものとする。

(ウ) 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により、応急復旧措置を実施するものとする。

4 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。

さらに降雪が続き、広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

特別豪雪地帯市町村の高齢者世帯、傷病・障がい者世帯等に対して、市町村が行う、住宅除雪支援員の派遣に対して支援を行い、人命の安全と生活の安定確保を図る。（危機管理部）

イ【県、市町村、社会福祉協議会等が実施する対策】

(ア) 住民による自力除雪の際の危険防止について、注意喚起等の広報活動を実施するものとする。

(イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施するものとする。

5 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（教育委員会）

県立の学校においては、以下の対策を実施する。

ア 学校長は、児童生徒及び保護者に対し、確実かつ迅速に連絡体制をとる。

- イ 学校長は、天候の急変に際して、県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。
- ウ 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。
- エ 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは、気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。
- オ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。
なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう、雪下ろしを実施するものとする。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（警察本部）

ア 警備措置

（ア） 事前措置

- a 事前情報の収集と情勢判断
- b 警備体制の確立
- c 装備資器材等の確保
- d 関係機関との連絡協調
- e 広報活動の実施

（イ） 雪害発生時の措置

- a 雪害情報の収集・被害の調査等
 - （a） 事前情報
 - （b） 雪害発生時の情報
 - （c） 関係機関に対する連絡

- b 避難措置等
 - (a) 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - (b) 市町村長の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
 - (c) 避難誘導
 - (d) 避難後の措置
- c 罹災者の救出（救護）活動
 - (a) 人命救助活動
 - (b) 関係機関の行う救護活動に対する協力
- (ウ) 雪害発生後の措置
 - a 犯罪の予防・取締
 - b 行方不明者の捜索・死体の見分
 - c 各種紛争事案に対する措置
 - d 他機関の行う応急対策実施に対する協力
 - e 広報の実施
 - (a) 雪害の状況
 - (b) 今後の見通し
 - (c) 復旧措置の状況
 - (d) 罹災者の収容状況

イ 交通の確保（規制）措置

- (ア) 道路交通の実態把握
- (イ) 関係機関との連絡協調
- (ウ) 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
- (エ) 交通整理・取締員の配置
- (オ) 交通情報の収集・提供
- (カ) 交通安全施設等の視認性の向上
- (キ) 交通規制等の広報

8 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

本県は、急峻な地形が多く、また一日に1 m以上の降雪を記録する地域もあることから、雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 雪崩災害の発生防止、軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を実施する。
- (イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。
- (ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて、応急工事を実施するものとする。

イ【中部森林管理局が実施する対策】

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について、市町村等から要請があった場合、協力するものとする。

第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

第1 基本方針

災害が発生した場合、または、発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難受入等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行うものとする。

第2 主な活動

避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について、十分に配慮して行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

応急仮設住宅の建設が必要な場合は、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

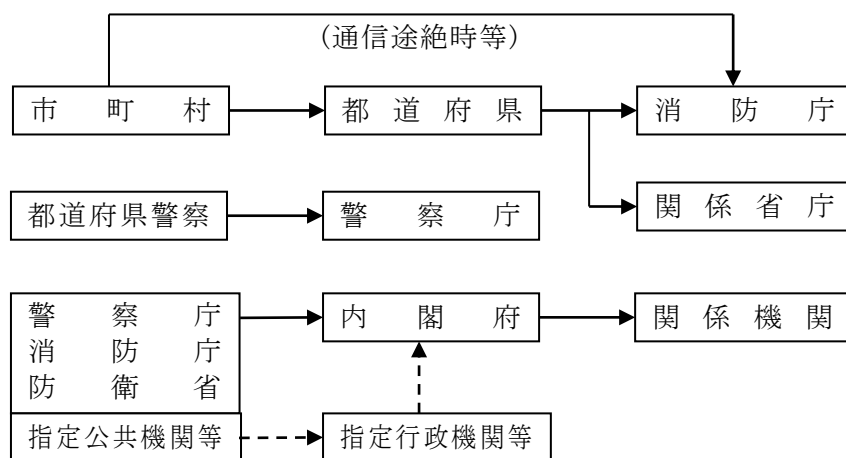
イ【市町村が実施する対策】

(ア) 避難誘導にあたっては、住民に対して、雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供するものとする。

(イ) 指定避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。

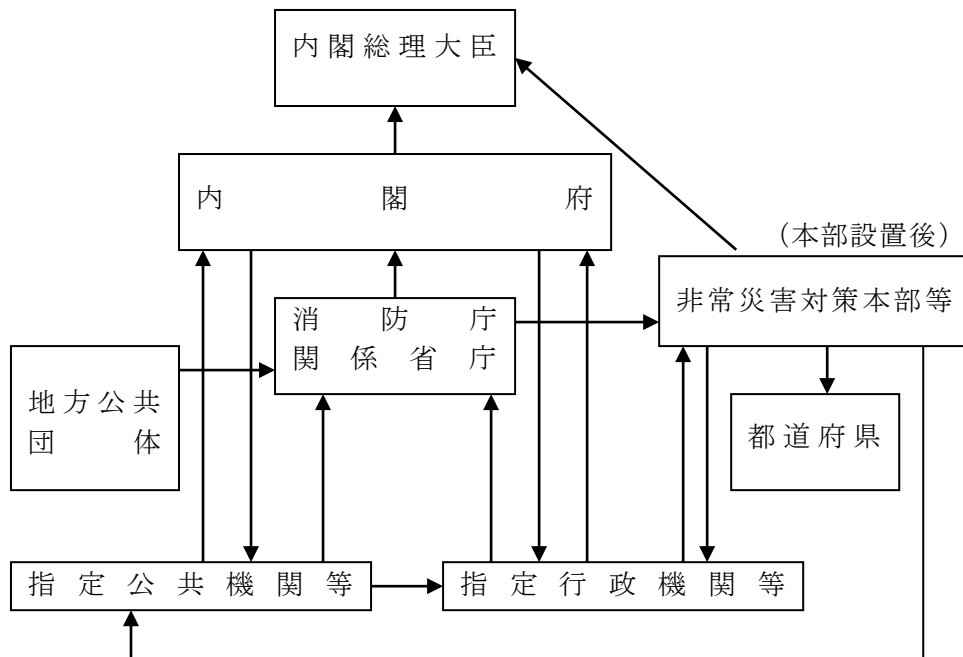
雪害における連絡体制

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

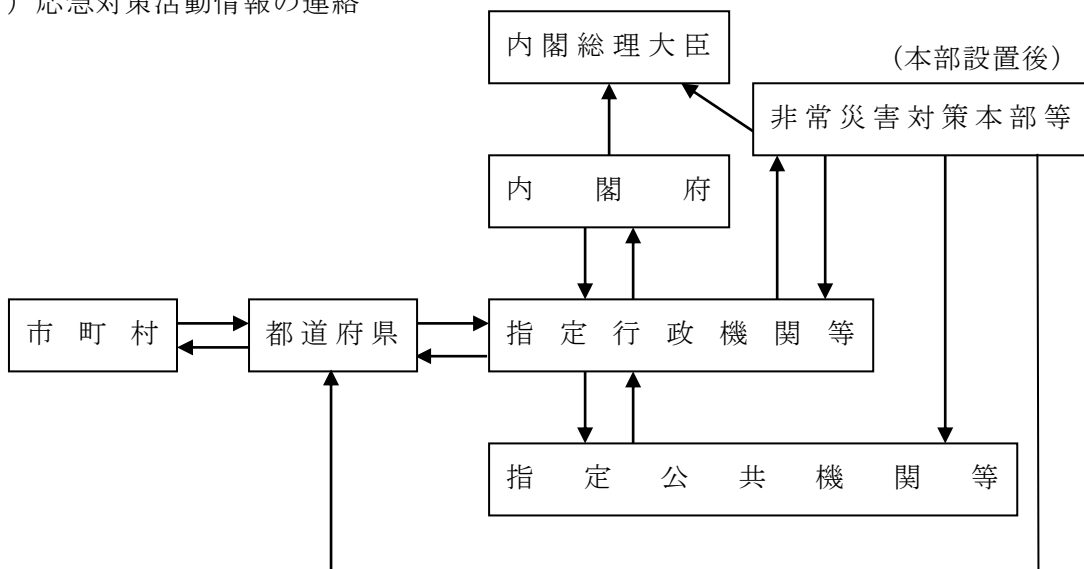


大規模な場合は、指定公共機関等の場合)
(----->

(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

航空災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また、万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、搜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

県・市町村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について、必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、無人航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

県・市町村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても、対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

- (ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。
(東京航空局)
- (イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況について、的確な実況監視を行い、関係機関へ伝達する体制を整備するものとする。(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)

イ【県が実施する計画】

- (ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報網が円滑に機能するよう、常に見直しを図る。(企画振興部)

- (イ) 住民から消防機関等を通じ、入った災害情報を、東京航空局や救難調整本部へ伝達する方法等をあらかじめ定めておく。(危機管理部、企画振興部、警察本部)

2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

航空機が消息をたつ等、遭難が予想される場合は、上空からの搜索が有効である。機動的な情報収集が行えるよう、航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

ア【県が実施する計画】

- (ア) 消防防災ヘリコプターの活用について、緊急運航要綱等にあらかじめ定める。
(危機管理部)
- (イ) 県警ヘリコプターによる、ヘリコプターテレビ画像伝送システムを利用した情報収集体制を整えておく。(警察本部)

イ【関係機関が実施する計画】

航空運送事業者においては、災害情報の収集及び連絡に必要な、情報収集機材の整備に務めるものとする。

第2節 災害応急体制の整備

第1 基本方針

県・市町村及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制を、あらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に努める。
- 3 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

(1) 基本方針

県・市町村及び航空運送事業者は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制を、あらかじめ整備しておく。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- ア 職員による迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても、迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じて見直しを行う。(危機管理部)
- イ 空港内及びその周辺の事故について、「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」及び「松本空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、松本広域消防局と松本広域圏救急・災害医療協議会を交えた定期的な訓練を実施する。(企画振興部)
- ウ 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。(危機管理部)

2 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 基本方針

県、市町村、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 空港管理者は空港内の事故に備えるため、消防車両、救難機材等の整備を行うとともに、消防主管部局は消防防災ヘリコプターによる救助、救急活動に必要な資機材の整備を行う。(危機管理部、企画振興部)
- (イ) 空港管理者は、空港内の事故で負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。(企画振興部)
- (ウ) 空港内の事故に備えるため、空港管理者は医療機関、消防との連絡体制の整備を図るとともに、医療機関は相互の連絡・連携体制について、計画を策定するよう努める。(企画振興部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

3 関係者への的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

空港管理者及び航空運送事業者は、航空事故に関する情報を、常に伝達できるよう、体制の整備を行う。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

ア 空港管理者は、空港内での事故に関する情報を、常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、電気通信事業者等との連携を図りながら整備する。(企画振興部)

イ 空港管理者は、空港内での事故について、家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ航空運送事業者と連携をとりながら計画をしておく。(企画振興部)

ウ 空港外の事故については、風水害対策編第2章第23節「災害広報計画」に準じて体制を整備する。(危機管理部)

第2章 災害応急対策計画

基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により、多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

第1 基本方針

県・市町村及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について、情報を得た場合は、速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたるものとする。

第2 主な活動

- 1 県は国土交通省から得た情報を、関係市町村等へ連絡する。
- 2 県及び市町村は、航空機や無人航空機、画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- 3 県及び市町村は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 関係市町村等への連絡等

(1) 基本方針

県は国土交通省等から得た災害発生情報について、市町村等に速やかに連絡し、情報収集体制の確立を早期に行う。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する対策】

- (ア) 松本空港の離着陸機の事故を覚知した場合及び長野県内の航空機の災害発生情報を得た場合は、速やかに県への連絡を行うものとする。(東京航空局)
- (イ) 松本空港及びその周辺における航空機災害発生情報を得た時は、必要に応じ、松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行うものとする。(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)

イ【県が実施する対策】

- (ア) 空港内の事故について、「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報により、速やかに現地関係機関に出動の要請を行う等体制を整える。(危機管理部、企画振興部、警察本部)
- (イ) 災害発生情報について、速やかに関係消防本部に連絡するとともに、地域振興局を通じ、市町村へ連絡を行う。(危機管理部)

2 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

県及び市町村は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、住民から、災害発生直後の1次情報を得た場合は、直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 空港内の事故について、「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報系統の定めるところにより、収集した情報を速やかに集約し、関係する国の機関（国土交通省、関係省庁）へ報告を行う。（危機管理部、企画振興部、警察本部）

(イ) 航空機事故等の災害発生 の情報を得た場合は、必要に応じて、ヘリコプターによる情報収集を行う。（危機管理部、警察本部）

(ウ) 地域振興局は、市町村を通じて得た災害発生直後の1次情報を、速やかに危機管理防災課へ報告する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から、直ちに地域振興局へ連絡するものとする。

3 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

県及び市町村は、応急対策の実施状況について、相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について、随時国土交通省または非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

県は指定行政機関を通じ、国土交通省又は非常災害対策本部が設置された場合は、本部に対して、随時応急対策の活動状況、対策本部の設置状況を連絡するとともに、非常災害対策本部等から得た情報を、市町村等へ提供する。（危機管理部、企画振興部、警察本部）

イ【市町村が実施する対策】

市町村は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡するものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

地方公共団体、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとるものとする。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて、災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて、広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところにより、関係職員は、早期参集を行うとともに、想定される災害の規模を勘案し、必要に応じて、災害対策本部を設置する。(危機管理部)

イ【市町村が実施する対策】

各市町村の定める非常参集計画に基づき、早期参集を行うとともに、想定される災害規模により、必要に応じて、災害対策本部を設置するものとする。

2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき、速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】

県及び市町村は、災害の規模等により、被災地方公共団体の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整えるものとする。

第3節 搜索、救助・救急及び消火活動

第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は、速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動を実施する。
- 2 空港管理者等は、航空災害が発生した場合は、消防機関と連携した消火活動を実施するとともに、必要に応じて、関係機関への応援要請を行う。
- 3 関係機関等の協力を得て、医療活動を実施する。
- 4 緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

第3 活動の内容

1 関係機関による、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動の実施

(1) 基本方針

東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は、速やかにヘリコプター等を活用した搜索活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

東京救難調整本部から航空機の遭難情報を得た場合は、関係省庁との情報交換を密にして、関係消防機関への搜索、市町村へ情報の収集を指示するとともに、必要に応じて、ヘリコプター等による搜索活動を実施する。（危機管理部、警察本部、企画振興部）

イ【市町村が実施する対策】

県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関においては、速やかに非常備消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡するものとする。

2 消火、救助活動の実施

(1) 基本方針

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、あらかじめ定められた救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて、広域応援体制をとる。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 空港内で発災した場合は、「松本空港消火救難対策実施要領」に基づき、空港管理者は速やかに各班長に必要な指示を行うとともに消防、警察、医療機関等の関係機関に状況の報告、出動の要請を行い、「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、活動を実施するものとする。（企画振興部）

イ 空港外で発災した場合は、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるところにより、救助・救急活動及び消火活

動を実施する。

ウ 災害の規模等により、広域応援の実施が必要と認められる場合は、前述したとおり、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」に定めるところにより要請を行うものとし、必要に応じて、第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより要請する。（危機管理部）

3 医療活動の実施

(1) 基本方針

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、地域医師会や日本赤十字社長野県支部、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 空港管理者は空港内の事故について、「松本空港医療救護活動に関する協定書」に基づき活動する。（企画振興部）

イ 自衛隊や日本赤十字社の協力が必要な場合は、所要の要請を行うとともに、不足が見込まれる医薬品がある場合は、調達に必要な措置をとる。（危機管理部、健康福祉部）

ウ 空港外で発生した事故の場合には、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施する。

4 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

(1) 基本方針

被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施する。

また、緊急車両が特定の道路に集中し、渋滞等が発生しないように、必要に応じて、ヘリコプター等により、上空からの規制を実施する。（警察本部）

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 県及び航空運送事業者は相互に連絡をとりあいながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。
- (イ) 空港外で発生した事故については、風水害対策編第3章第28節「災害広報活動」に定めるところにより、被災者の家族等に対する広報活動を実施する。

イ【関係機関が実施する対策】

航空運送事業者は、搭乗者名簿の提供等を速やかに行い、積極的に情報を提供するものとする。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも、随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

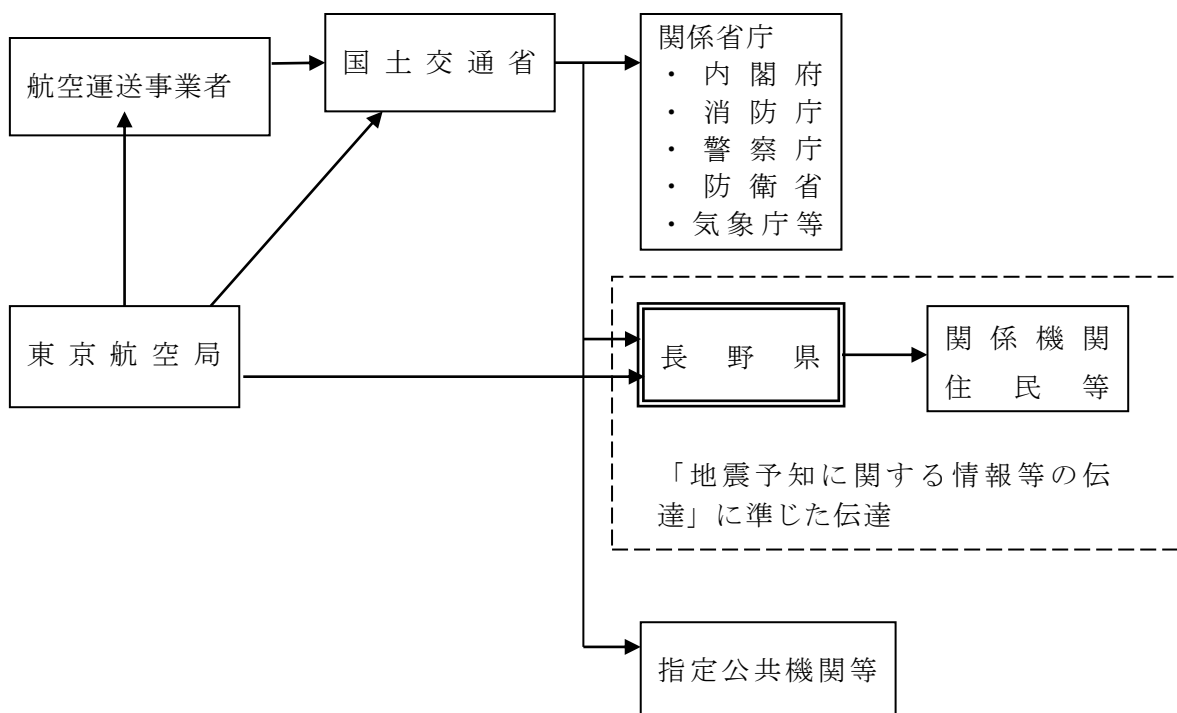
- (ア) 県及び航空運送事業者は相互に連絡をとりあいながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。
- (イ) 空港外で発生した事故については、風水害対策編第3章第28節「災害広報活動」に定めるところにより、住民等に対する広報活動を実施する。

イ【関係機関が実施する対策】

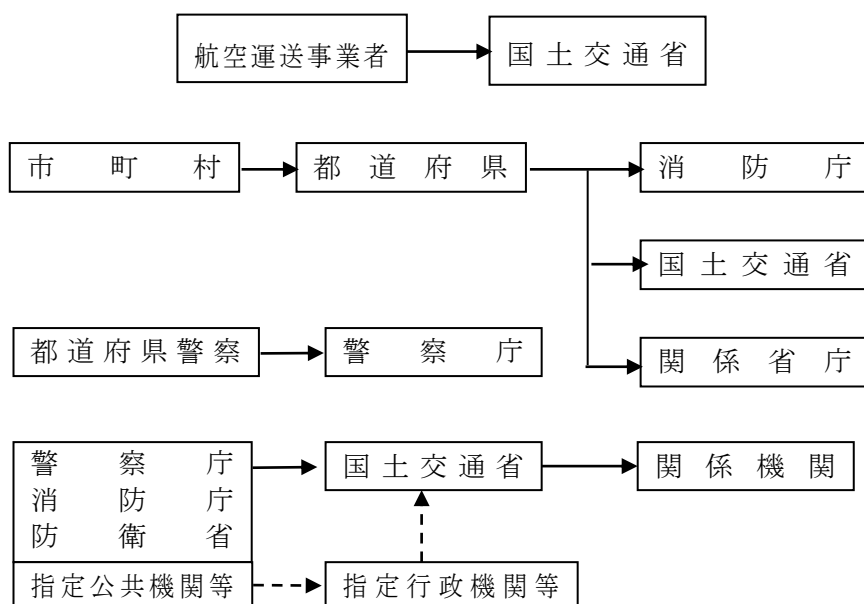
航空運送事業者は航空機の運航等交通機関利用者、一般住民の必要な情報の提供を行うものとする。

航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

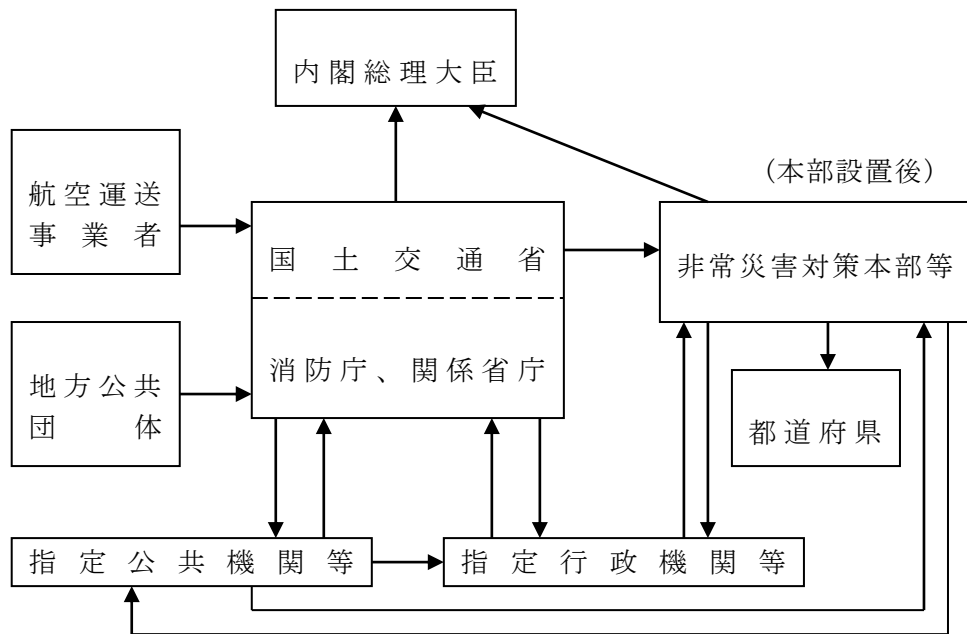


(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

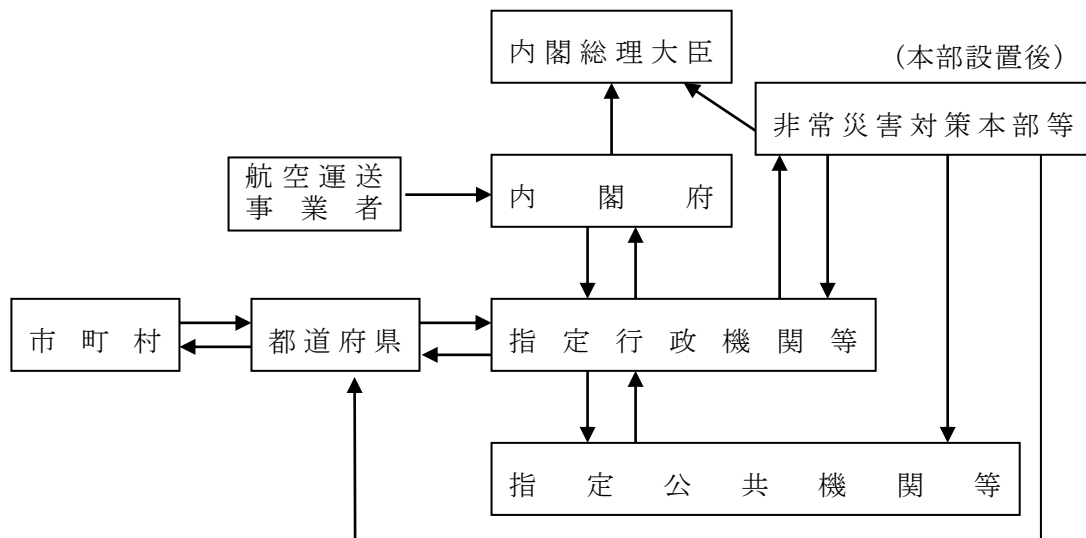


大規模な場合 (---➡ は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

道路災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において、情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、県警等関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。（建設部、道路公社）

(イ) 道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。（建設部、警察本部、道路公社）

イ【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各関係機関へ、速やかに伝達するものとする。（長野地方気象台）

第2節 道路（橋梁等を含む）の整備

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を行う。

また、気象条件により、自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

第2 主な取組み

道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって、交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として、各道路管理者ならびに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む）について、自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 自然災害・事故が予測される危険箇所の点検実施に努め、緊急度の高い箇所から順次整備する。（林務部、農政部、建設部、道路公社）

(イ) 橋梁点検に基づき、緊急度の高い橋梁から、耐震性の強化を順次整備する。（建設部、道路公社）

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの施設整備計画により、災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

(イ) 自然災害・事故等が発生した場合に、救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について、現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から、逐次必要な対策を実施するものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

(イ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平常時から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係各機関において、緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。

この対策として、被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において、緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう、努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。（危機管理部）
- (イ) 自然災害・事故等発生時に、速やかに交通規制、交通誘導等ができるよう、訓練等を通じて、普段から災害応急体制の整備を図る。（警察本部）
- (ウ) 各関係機関において、それぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時から連携を強化しておく。（全機関）
- (エ) 応急復旧に関して、建設業協会等と事前に災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、交通の確保を図る。（建設部、道路公社、警察本部）
- (オ) 地域医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。また、県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても、医療機関の連携がとれるよう、関係機関を交え、調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、県、市町村の協定等に協力するものとする。（全機関）
- (イ) 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要な場合に備え、事前に必要な措置をとっておくものとする。（地方整備局）
- (ウ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。（医療機関）
- (エ) （一社）長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。（医師会）

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。
また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて、相互に支援を行うことにより処理する。

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

第2 主な活動

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 道路（橋梁等を含む）の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。（建設部、道路公社、警察本部）

(イ) 収集した情報に基づき、交通規制の実施、迂回路の選定及び情報の提供を行う。（建設部、道路公社、警察本部）

イ【市町村が実施する対策】

パトロール等の結果や通報、市町村防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかにパトロールを実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

(イ) 道路管理者はパトロール等の結果、災害の発生又はその恐れがある場合、速やかに県、市町村、関係各機関へ通報するものとする。また、市町村や県、他の機関等から入手した応報を道路復旧に活用するなど、お互いに協力するものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

第2節 救急・救助・消火活動

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

県・市町村・及び関係各機関は、道路事故発生に際して、互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】

「風水害対策編」第3章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり、救助・救急・消火活動を実施するものとする。

イ【道路管理者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するものとする。

第3節 災害応急対策の実施

第1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制に万全を期するものとする。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知せしめる。

第2 主な活動

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送道路確保等の応急活動を実施する。
また、被害の拡大を防ぎ、緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。
- 2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第3 活動の内容

1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために、交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、道路啓開計画に基づき、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部、道路公社）

- (イ) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。（警察本部）

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) パトロール等の点検結果や道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）
- (イ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して、関係機関の一元化した情報提供を行うものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

パトロール等の点検結果や通報等の情報を、速やかに防災行政無線等を利用して市町村、関係各機関へ通報する。

また、入手した情報をもとに、お互いに必要な人員資材を融通し合うことにより、効率的な人員資材の運用に努める。（危機管理部、建設部、警察本部、道路公社）

イ【市町村が実施する対策】

必要物資等について、速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

パトロール等による点検の結果や通報等の情報を、速やかに県、市町村、関係各機関へ通報する。

また、市町村や県、他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなど、お互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努めるものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

第4節 関係者への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

被災家族等に対する的確な情報伝達活動

1 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

2 実施計画

ア【県、市町村、関係機関が実施する対策】

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら、随時情報の更新を行うものとする。

第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努めるものとする。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

迅速な道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

1 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む）の応急復旧を図るものとする。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】

パトロール等の点検結果等をもとに、速やかに被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して、適切な方法を選択する。

応急対策業務に関して、必要に応じて、災害時における応急対策業務に関する協定等に基づき、建設業者団体等に協力を要請する。（建設部、道路公社）

信号機の倒壊等が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修を行うとともに、滅灯信号機については、可搬式発動発電機により、速やかな電源確保を行う。また、道路標識の倒壊、損壊については、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。（警察本部）

(2) 【市町村が実施する対策】

パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

(3) 【関係機関が実施する対策】

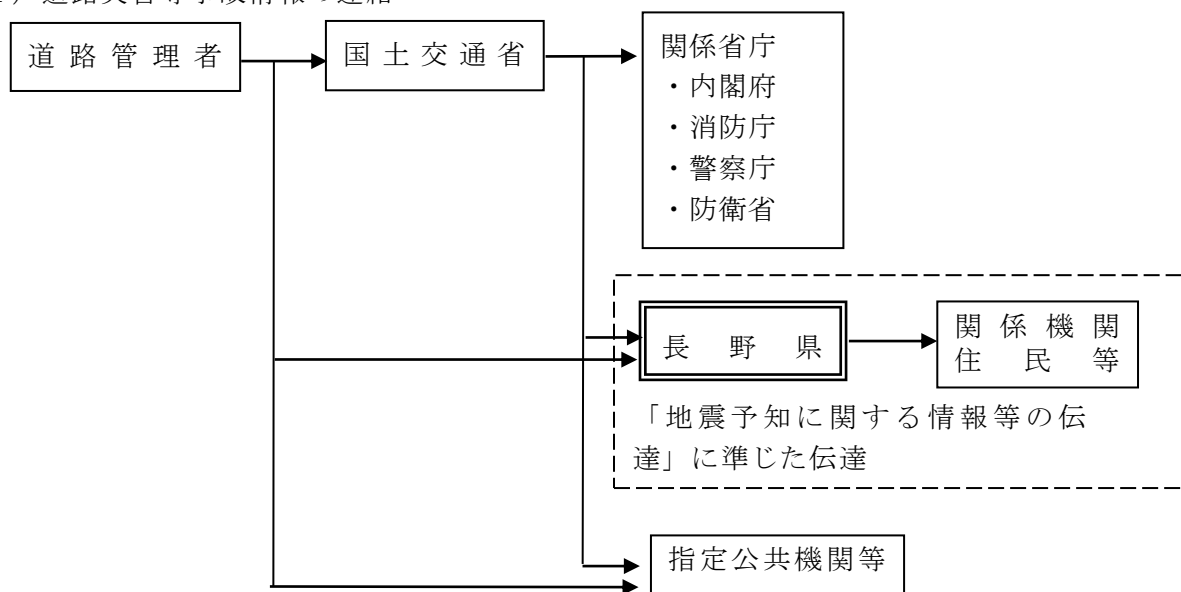
ア パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

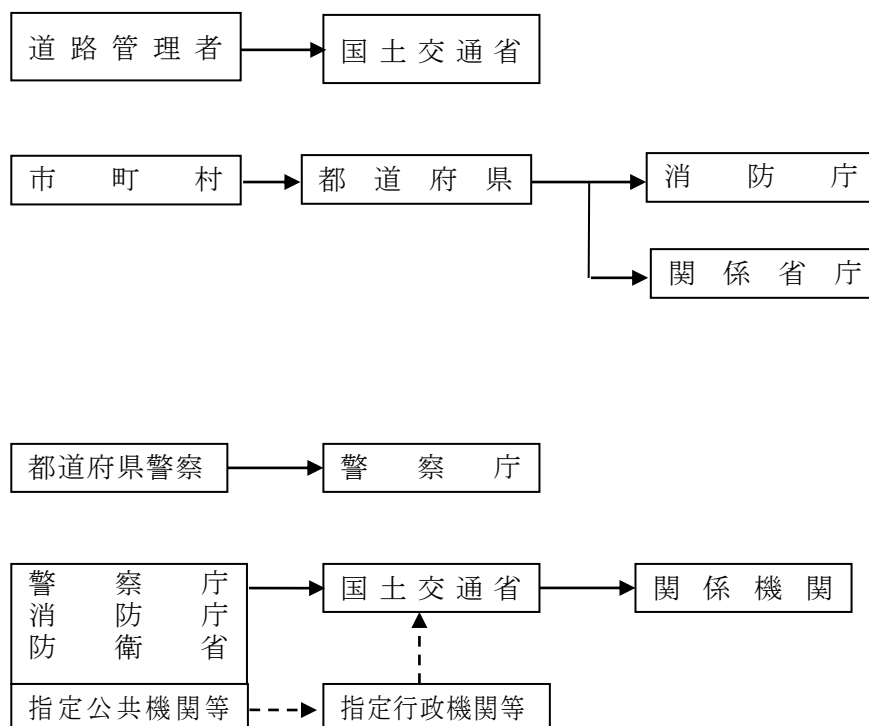
イ 県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施するものとする。（建設業者団体等）

道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡



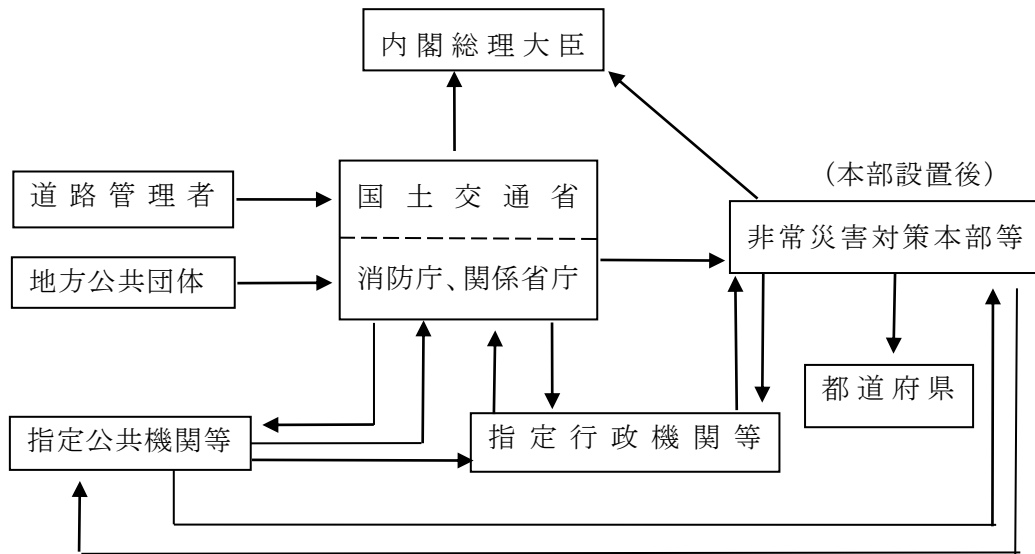
(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



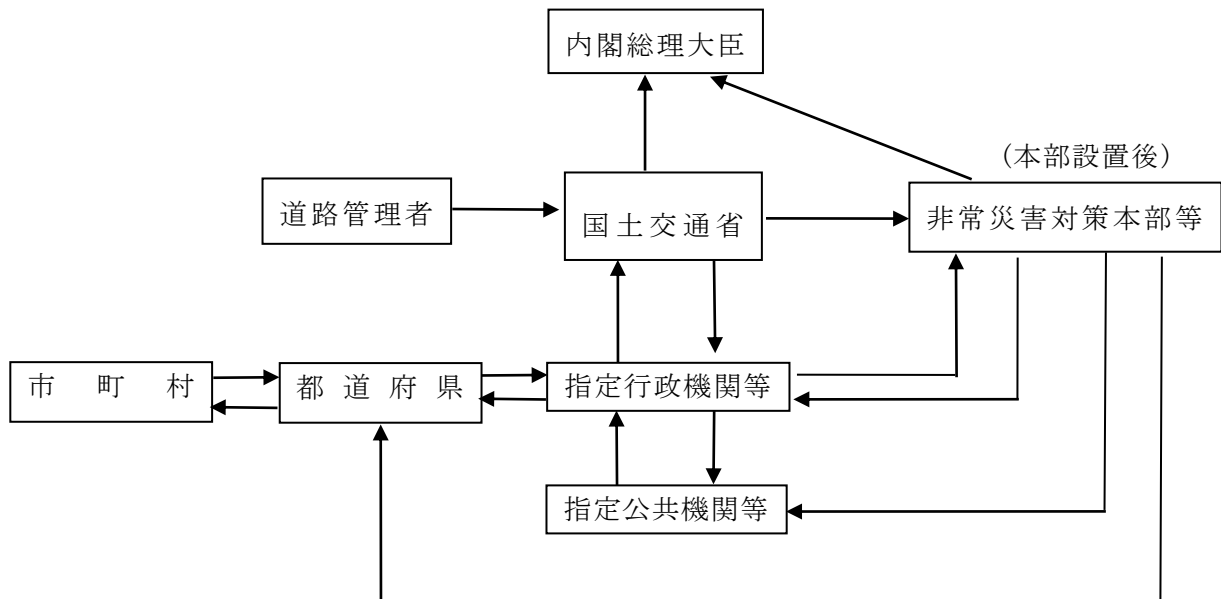
大規模な場合

(- - - - - ➡ は、指定行政機関の場合)

（３）一般被害情報等の収集・連絡



（４）応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

鉄道災害対策編

本編において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1章 災害予防計画

基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を、広く一般に普及する必要がある。

第2 主な取組み

県及び鉄道事業者等は、鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

第3 計画の内容

事故防止のための知識の普及

1 基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止等に関する知識を、広く一般に普及する必要がある。

2 実施計画

【県及び鉄道事業者が実施する計画】（警察本部、鉄道会社）

全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報・啓発活動を行うよう努めるものとする。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置をとる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 県、市町村、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講じる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備・充実努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講じる。
- 3 県、市町村及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
- 4 県及び市町村は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置をとる。

第3 計画の内容

1 踏切道の保守・改良

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

【県、市町村、道路管理者及び鉄道事業者が実施する計画】

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努めるものとする。

- ア 踏切道の立体交差化
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

2 施設・設備の整備

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、軌道及び列車防護施設・保安設備等の点検・整備等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置をとることができるよう、以下の対策を行うものとする。

- (ア) 線路・路盤等の施設の適切な保守
- (イ) 線路防護施設の整備の推進
- (ウ) 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実
- (エ) 諸施設の新設及び改良
- (オ) 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備

- (カ) 救援車・作業車等の整備
- (キ) 建築限界の確認
- (ク) 保安設備の点検・整備

イ【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

復旧機材の保管場所及び主要部品を、あらかじめ定めておくものとする。

ウ【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

非常用具及び応急工事用具、材料は、年2回以上の点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておくものとする。

また、これらの保管箇所及び数量を、関係社員に周知しておくものとする。

エ【しなの鉄道(株)が実施する計画】

防災業務計画の実施計画において、災害等の防止に関し、重要と認める施設、火気使用施設及び危険物貯蔵施設等の点検・巡視について定めるものとする。

3 鉄道施設周辺の安全の確保

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置をとる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険個所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じるものとする。

イ【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

4 被害の拡大を防止するための事前の措置

(1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置をとっておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について、土砂災害対策等を重点的に実施するものとする。

イ【鉄道事業者が実施する計画】

(ア) 鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時において、これらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努めるものとする。

(イ) 事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときに

は、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努めるものとする。

ウ【北陸信越運輸局が実施する計画】

- (ア) 鉄道事業者に対し、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって、被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるよう指導する。
- (イ) 鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により、列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導する。
- (ウ) 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により、列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、必要により、計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を踏まえ、国土交通省において作成したモデルケースを参考に、各鉄道事業者において、情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導する。

第3節 鉄道車両の安全性の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故を防止するためには、鉄道車両の安全性をより一層向上させることが重要であり、そのため鉄道事業者は、検査体制の充実に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、検査体制を充実させるため、検査精度の向上及び検査データの科学的分析等に努める。

第3 計画の内容

検査体制の充実

1 基本方針

鉄道車両の安全性をより一層向上させるため、検査体制の充実に努める必要がある。

2 実施計画

(1) 【鉄道事業者が実施する計画】（鉄道会社）

ア 新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るものとする。

イ 車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

(2) 【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道車両の検査については、IT 技術等の新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応して、研修担当者の教育訓練内容の充実を図る。また、車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、保守管理へ反映させることにより、車両故障等の予防を図る。

第4節 鉄道交通に携わる人材の育成

第1 基本方針

大規模鉄道事故及びそれによる被害の拡大を防止するためには、鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めることが重要であり、人材の育成に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、乗務員等に対する教育成果の向上を図るとともに、検査担当者等の教育訓練の充実に努める。

第3 計画の内容

人材の育成

1 基本方針

鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めるため、人材の育成に努める必要がある。

2 実施計画

(1) 【鉄道事業者が実施する計画】

ア 乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

イ 車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

(2) 【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

鉄道事故に備え、次の事項について社員に徹底しておくものとする。

ア 事故の応急措置及び復旧方法

イ 事故情報の伝達及び旅客誘導方法

ウ 非常招集の範囲及び方法

エ 復旧用具の整備

オ その他必要と認める事項

(3) 【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

鉄道事故に備え、あらかじめ次の事項についての具体的な応急復旧体制を定め、訓練の実施等により、社員に徹底しておくものとする。

ア 旅客の救出、救護要請及び医療機関に対する連絡・誘導

イ 旅客の誘導、連絡及び案内

ウ 社員の非常招集の範囲及び連絡方法

エ 事故応急復旧の作業分担

オ 応急復旧用機器及び材料の整備

(4) 【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道事業者に対し、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるよう指導する。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が、迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 県、市町村及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置をとる。
- 3 県、市町村及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 県、市町村及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 5 県、市町村、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方法の確立に努める。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

第3 計画の内容

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制を、あらかじめ整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【県、市町村及び鉄道事業者が実施する計画】

- ア 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて、相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立するものとする。

2 通信手段の確保等

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

- (ア) 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努めるものとする。
- (イ) 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整

備に努めるものとする。

イ【北陸信越運輸局が実施する計画】

- (ア) 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、また、鉄道事業者を指導して、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (イ) 鉄道事業者に対し、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるよう指導するとともに、関係鉄道事業者に対し、衛星携帯電話や鉄道専用電話等の導入等について、早期に対応するよう指導する。その際、電気通信事業者の協力を得ることに努めるよう指導する。
- (ウ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。
- (エ) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

3 救助・救急・消火活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 消防防災ヘリコプターの導入による航空消防防災体制の確立を図る。
- (イ) ドクターヘリによる救急搬送体制の確立を図る。
- (ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ【市町村が実施する計画】

風水害対策編第2章「災害予防計画」第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり、体制の整備等に努めるものとする。

ウ【鉄道事業者が実施する計画】

- (ア) 事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、県・市町村及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (イ) 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、県・市町村及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努めるものとする。
- (エ) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう、努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 地域災害医療センターを中心に、被害者の受入状況及び医療スタッフの状況等、迅速な情報交換のため、広域災害救急医療情報システムの利用を推進するとともに、効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。
- (ウ) 市町村事故対策本部等へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。
- (エ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても、医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
- (イ) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

5 緊急輸送活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び道路管理者が実施する計画】

県、市町村及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

イ【鉄道事業者が実施する計画】

事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努めるものとする。

ウ【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

緊急自動車の配置所所長は、台帳を備えつけ、責任者を指定しておくとともに、年3回以上又は出動の都度整備を行い、あわせてその機能状況を記録しておくもの

とする。

6 防災訓練の実施

(1) 基本方針

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、県及び市町村の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

7 事故復旧への備え

(1) 基本方針

事故発生時の復旧作業に備え、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第6節 再発防止対策の実施

第1 基本方針

鉄道事故が発生した場合には、類似・同種の事故の再発を防止することが極めて重要であり、そのため、徹底的な原因究明により、再発防止を図る必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は事故の再発防止のため、その原因を究明し、究明した成果を安全対策に反映させるよう努める。

第3 計画の内容

1 事故原因の究明等

(1) 基本方針

鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

- (ア) 事故発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。
- (イ) 事故の原因が判明した場合には、その成果を、速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努めるものとする。

イ【東海旅客鉄道株が実施する計画】

- (ア) 事故復旧に従事する者は、事故の原因調査に協力するものとする。
- (イ) 事故復旧に従事する者は、関係物件を保持するとともに、現場見取り図、写真等必要な資材を提供するものとする。

ウ【しなの鉄道株が実施する計画】

- (ア) 災害等の原因に関係があると認められる物件については、復旧作業を遅らせない範囲で、速やかに関係者の立会いのもと調査を実施し、必要に応じて、見取り図の作成、写真の撮影等を行い、原因を究明するものとする。
- (イ) 証拠物件については、拾得場所、状況、時間等を記した札等をつけるなどして、その保存に努めるものとする。

エ【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道事業者とともに、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て、運輸安全委員会が行う調査の支援を行う。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定めるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、関係市町村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

1 鉄道事故情報等の連絡

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生の情報を直ちに収集し、伝達する必要がある。

(2) 実施計画

ア 伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

イ【県、市町村及び鉄道事業者が実施する対策】

- (ア) 県、市町村及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて、互いに連絡を取り合うものとする。
- (イ) 発見又は連絡に基づき、県及び市町村はただちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置をとるものとする。

ウ【県及び東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

- (ア) 県及び東海旅客鉄道株式会社は、斜面の浮き石、落石等を発見した場合には、「斜面災害対策連絡体制」に基づき、必要に応じて、互いに連絡を取り合うものとする。
- (イ) 発見又は連絡に基づき、県はただちに警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

置をとるものとする。

- (ウ) 発見又は連絡に基づき、東海旅客鉄道株式会社は、ただちに危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置をとるものとする。

エ【北陸信越運輸局が実施する対策】

鉄道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。

2 その他各種情報等の収集・連絡

(1) 基本方針

事故発生後の第1次情報（被害速報等）をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

第2節 活動体制及び応援体制

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには、各関係機関が、速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発災後、速やかに必要な措置をとり、必要な体制をとる。
- 2 県及び市町村は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により、必要に応じて、応援を要請し、又は応援を実施する。
- 3 県及び市町村は、被害の状況等に応じて、必要があれば、直ちに自衛隊に災害派遣を要請するための手続をとる。

第3 活動の内容

1 鉄道事業者の活動体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する対策】

- (ア) 被害拡大防止措置
 - a 関係列車の非常停止の手配
 - b 乗客の避難
- (イ) 活動体制の確立
 - a 職員の非常招集
 - b 情報収集連絡体制の確立
 - c 対策本部の設置

イ【東日本旅客鉄道(株)が実施する対策】

- (ア) 事故が発生したときは、列車防護等応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努めるものとする。
- (イ) 事故が発生したときは、必要により、現地対策本部を設けるものとする。
- (ウ) 列車の脱線、線路の故障等により、輸送に著しく影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、必要により、対策本部を設けるものとする。

ウ【東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

- (ア) 非常招集の事故が発生したときは、飯田支店内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置するものとする。
- (イ) 対策本部と復旧本部との間に、情報連絡を直接行うための臨時直通回線、FAX等必要な情報連絡設備を設置するものとする。

エ【しなの鉄道(株)が実施する対策】

- (ア) 輸送に著しい影響を及ぼす重大な災害等が発生した場合、又は発生するおそれ

がある場合、並びに死傷者が生じるような災害等が発生した場合は、必要に応じ、災害対策本部を設置するものとする。

- (イ) 災害等現場での応急措置及び復旧の指揮命令系統の統一、調整を図るため、必要に応じ、現地対策本部を設置するものとする。

オ【長野電鉄㈱が実施する対策】

災害等が発生し、人命もしくは財産の被害が極めて大きく、あるいは事業の公共性に重大な影響を及ぼし、全社的に緊急対策を必要とするときは、災害対策本部を設置するものとする。

カ【アルピコ交通㈱が実施する対策】

- (ア) 事故が発生した場合、その対策及び復旧の指揮命令の統一と調整を図るため、事故対策本部及び事故復旧本部を開設するものとする。
- (イ) 事故対策本部は、事故の復旧、動員、救護の計画及び応急輸送対策並びに広報事務その他を処理するものとする。
- (ウ) 復旧本部は、事故現場における死傷者の救出、応急救護、応急処置、財産の保全、復旧計画及び復旧、事故原因調査及び状況の連絡、その他を処理するものとする。

キ【北陸信越運輸局が実施する対策】

- (ア) 鉄道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、あらゆる手段を用いた乗客の避難等の必要な措置を講ずるよう指導する。
- (イ) 鉄道事業者に対し、その管理する鉄道施設等の被害状況の早急な把握、被災した鉄道施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。
- (ウ) 鉄道事業者に対し、事故災害等が発生した場合には、鉄道利用者に対して復旧の見通し等について、適切な情報提供に努めるよう指導する。

2 広域応援体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、県・市町村は広域応援を要請し、また他の県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する対策】

- ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他県・他市町村に応援を求めるものとする。
- イ 他県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整えるものとする。

3 自衛隊派遣要請

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて、必要があれば直ちに、県は自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により、必要があれば直ちに、風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、自衛隊に対して、災害派遣を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により、必要があれば、直ちに風水害対策編第3章「災害応急対策計画」、第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対し、て自衛隊の災害派遣を要請するよう求めるものとする。

第3節 救助・救急・消火活動

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が、強力的に連携する必要がある。

第2 主な活動

県、市町村及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して、互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

第3 活動の内容

救急・救助・消火活動

1 基本方針

救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、県・市町村及び鉄道事業者等が強力的に連携する必要がある。

2 実施計画

(1)【県及び市町村が実施する対策】

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」、第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり、救助・救急消火活動を実施するものとする。

(2)【鉄道事業者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り、協力するよう努めるものとする。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(3)【しなの鉄道㈱が実施する対策】

- ア 救援列車の運転手配
- イ 救急車等の派遣要請
- ウ 他鉄道事業者への派遣要請

(4)【アルピコ交通㈱が実施する対策】

- ア 事故救援のための救援列車の運行手配
- イ 救援班の派遣
- ウ 他事業者の車両・クレーン車の派遣要請

(5)【北陸信越運輸局が実施する対策】

- ア 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に、可能な限り協力するよう指導する。
- イ 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に、可能な限り協力するよう指導する。

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保するとともに、鉄道利用者の生活に支障のないよう、代替交通手段を確保する必要がある。

第2 主な活動

- 1 県は、緊急交通路を確保するため、交通規制を行う。
- 2 鉄道事業者は、代替交通手段の確保に努める。

第3 活動の内容

1 緊急交通路の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（警察本部）

緊急通行車両の通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

2 代替交通手段の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう、代替交通手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する対策】

- (ア) 他路線への振り替え輸送
- (イ) バス代行輸送
- (ウ) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

イ【北陸信越運輸局が実施する対策】

- (ア) 鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。
- (イ) 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や、地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。

第5節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報を、きめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも、随時情報の提供を行う。

第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災者家族等への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報を、きめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び鉄道事業者が実施する対策】

県、市町村及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を、適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら、随時情報の更新を行う。

イ【北陸信越運輸局が実施する対策】

鉄道事業者、関係機関等と連携の下、鉄道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び鉄道事業者が実施する対策】

県、市町村及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら、随時情報の更新を行うものとする。

イ【鉄道事業者が実施する対策】

鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行うものとする。

ウ【北陸信越運輸局が実施する対策】

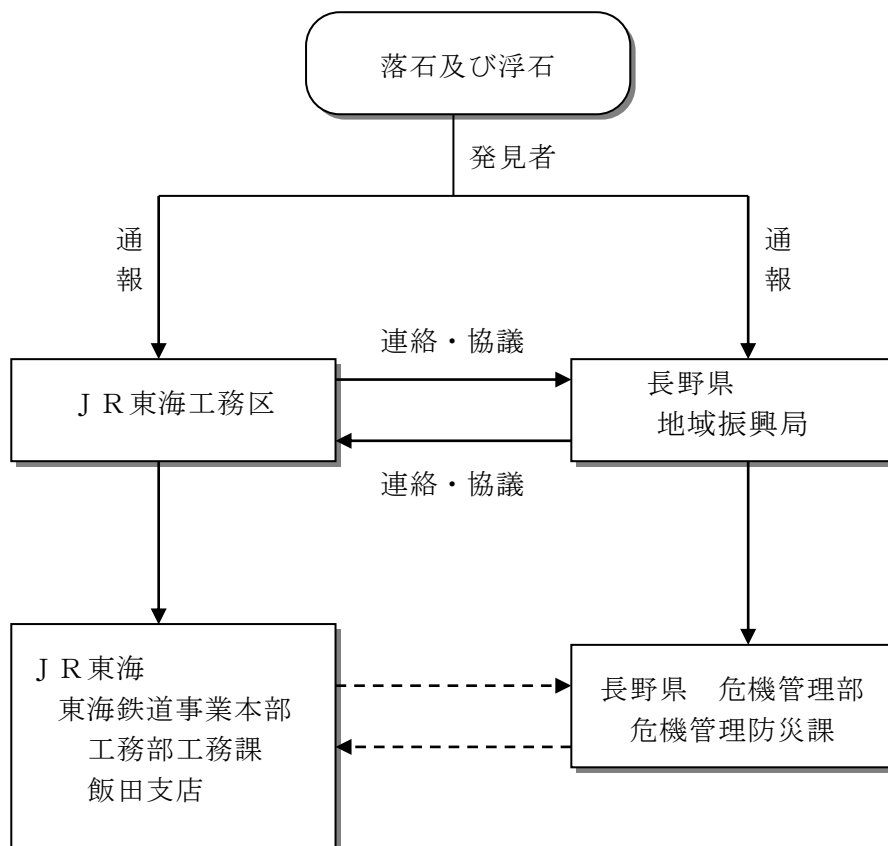
鉄道事業者に対し、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じるよう指導する。

報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努めるものとする。

鉄道事業者に対し、可能な限り、復旧予定時期の明確化に努めるよう指導する。

斜面災害対策連絡体制〔長野県〕

落石が相互（道路管理者・鉄道事業者）に影響する場合

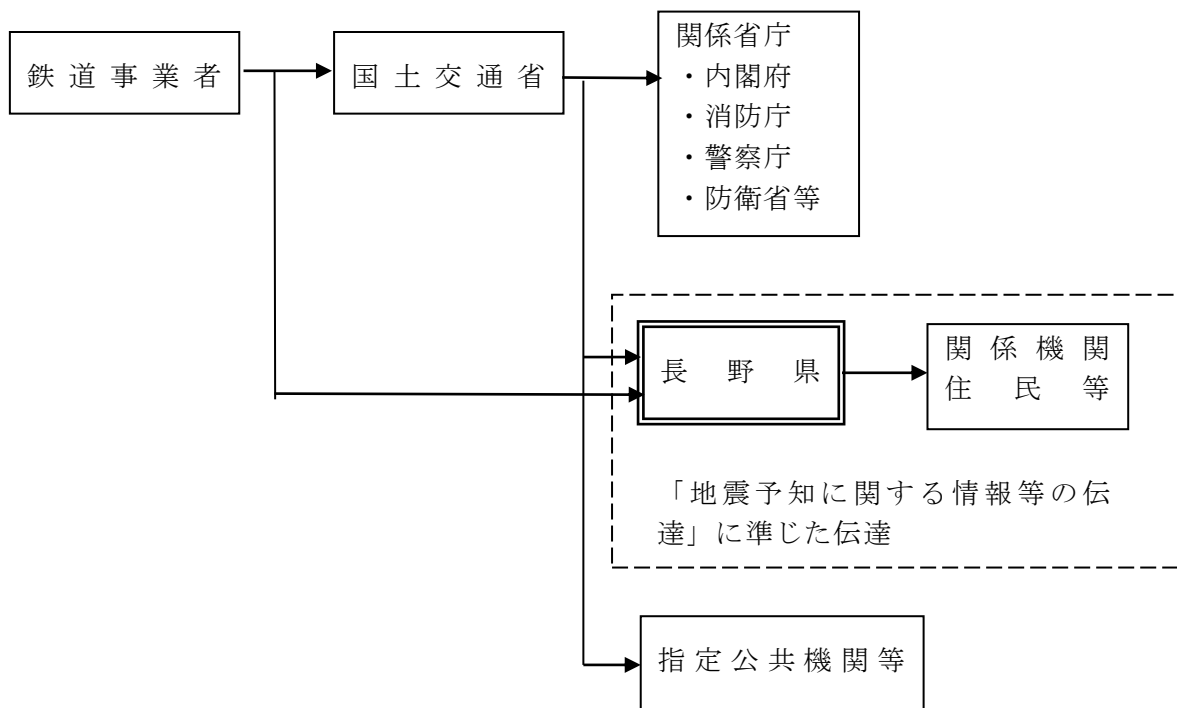


連絡先一覧

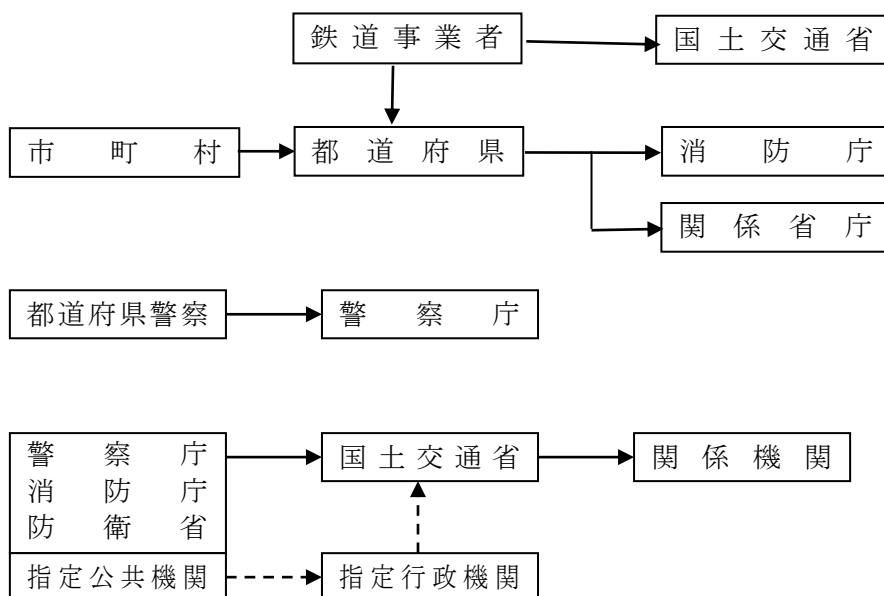
J R 東 海			長 野 県	
中 央 線	東海鉄道事業本部 工務部 工事課	TEL 052-564-2486 FAX 052-564-2486	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332
	木曽福島工務区 (塩尻・十二兼間 234K982m ～ 304K100m)	TEL 0264-22-2231 FAX 0264-24-3028	木曽地域振興局 総務管理・環境課 (管轄地区：木曽郡)	TEL 0264-25-2213 FAX 0264-23-2583
	中津川工務区 (十二兼・坂下間 304K100m ～ 317K650m)	TEL 0573-66-1311 FAX 0573-66-6749		
☆緊急時・夜間連絡先				
	J R 東海総合指令所	TEL 052-564-2466 FAX 052-564-2345	危機管理部 危機管理防災課 木曽地域振興局 (代表番号で衛視が 対応)	TEL 026-235-7184 TEL 0264-24-2211
飯 田 線	飯田支店	TEL 0265-22-7082 FAX 0265-21-1006	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332
	新城工務区 (小和田・中井侍間 85K737m～85K900m)	TEL 0536-23-6300 FAX 0536-23-6392	南信州地域振興局 総務管理課 (管轄地区： 飯田市・下伊那郡)	TEL 0265-53-0402 FAX 0265-53-0404
	飯田工務区 (小和田・辰野間 85K900m～195K520m)	TEL 0265-22-1144 FAX 0265-22-5054	上伊那地域振興局 総務管理課 (管轄地区：伊那市・ 駒ケ根市・上伊那郡)	TEL 0265-76-6803 FAX 0265-76-6804
☆緊急時・夜間連絡先				
	J R 東海総合指令所	TEL 052-541-1263 FAX 052-564-2617	危機管理部 危機管理防災課 上伊那地域振興局 (代表番号で衛視が 対応) 南信州地域振興局 (代表番号で衛視が 対応)	TEL 026-235-7184 TEL 0265-78-2111 TEL 0265-23-1111

鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡



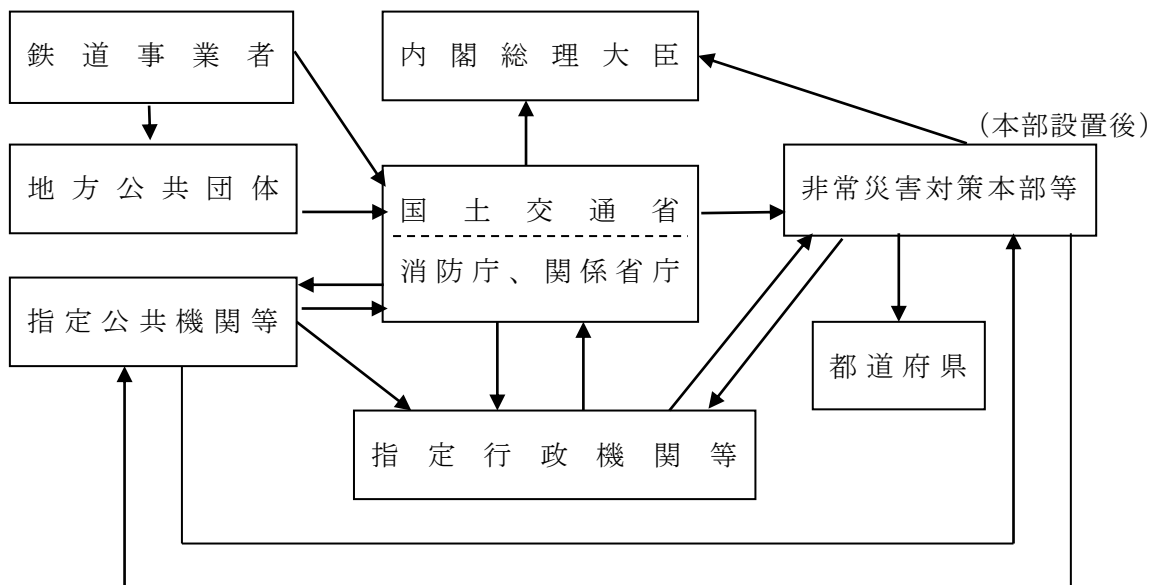
(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



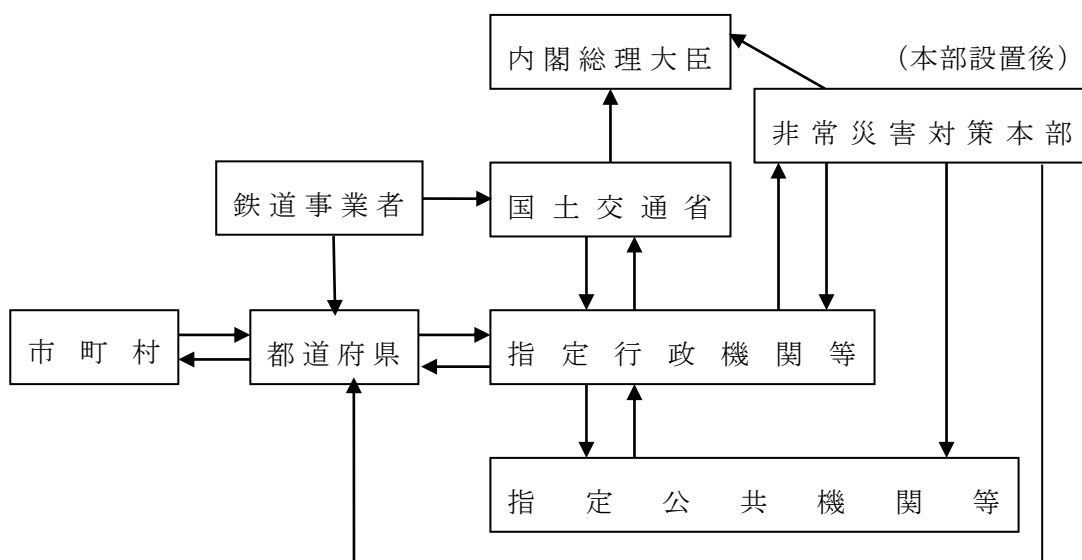
大規模な場合

(-----> は、指定公共機関の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

危険物等災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により、危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため、必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 基本方針

〔危険物関係〕

県内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は、消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。

また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

〔火薬関係〕

県内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。

しかし、災害が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

〔高圧ガス関係〕

県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

しかし、災害の発生を防止するために、事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制整備を一層推進する必要がある。

〔毒物劇物関係〕

県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規程の策定」等について、指導を実施している。

また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに、立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

また、研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

〔危険物関係〕

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

（ア） 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び安全性の向上について指導する。

（イ） 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

イ【市町村が実施する計画】

（ア） 規制及び指導の強化

a 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。

c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

（a） 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（b） 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(イ) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

(ア) 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。

(イ) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。

(ウ) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

[火薬関係]

【県が実施する計画】（産業労働部）

ア 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。

イ 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する計画】（産業労働部）

(ア) 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう要請する。

(イ) 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。

(ウ) 高圧ガス製造事業者等に対し、下記ウの実施について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（高圧ガス協会、指定保安検査機関）

高圧ガス協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように、事業者等を指導するものとする。

ウ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

(ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定を実施するものとする。

(イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検により、機能を維持するものとする。

(ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施する。

(エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施するものとする。

〔毒物劇物関係〕

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

- （ア） 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
- （イ） 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、研修会を開催し、関係機関に対して指導を行う。

イ【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加するものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において、緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を、一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

〔危険物関係〕

ア【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

市町村に対し、危険物施設における災害応急体制の整備について指導する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 消火資機材の整備促進

市町村は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図るものとする。

(イ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導するものとする。

(ウ) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

ウ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

〔火薬関係〕

ア【県が実施する計画】

- (ア) 産業労働部が実施する計画
災害時の緊急体制等の整備について、火薬類取扱施設の管理者等に対し、下記のイに掲げる事項の指導徹底を図る。
- (イ) 警察本部が実施する計画
関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- (ア) 自主保安体制の整備
災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。
- (イ) 緊急連絡体制の整備
行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。

〔高圧ガス関係〕

ア【県が実施する計画】

- (ア) 産業労働部が実施する計画
 - a 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。
 - b 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、急時の措置及び連絡体制について、整備を図るよう指導する。
また、災害防止訓練の実施を推進する。
 - c 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。
 - d 災害発生状況を把握するため、地域振興局等への空気呼吸器の配備などの現地確認体制の整備を図る。
 - e 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。
 - f 事業者間をわたる協力体制を整備するよう、長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。
- (イ) 警察本部が実施する計画
関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（高圧ガス協会、指定保安検査機関）

高圧ガス協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように、事業者等を指導するものとする。

ウ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制を確立するものとする。

〔毒物劇物関係〕

ア【県が実施する計画】

- (ア) 健康福祉部が実施する計画
 - a 災害発生緊急通報システムを作成する。
 - b 中毒事故発生時における治療情報等の提供を行う。
 - c 災害発生状況を把握するため、保健所等に空気呼吸器等を配備するとともに体制整備を図る。
- (イ) 警察本部が実施する計画
 - 毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び危険物の種類・貯蔵量についての情報連絡体制を確立し、施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

緊急時の処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 行政機関、警察署、消防署等の関係機関との連絡体制の整備や、災害応急体制の整備について、事業者等に対して指導する。（危機管理部、健康福祉部）
- (イ) 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて、備蓄品目・数量について充実を図るとともに、備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。（健康福祉部）
- (ウ) オイルフェンス等油防除資機材の整備状況を調査し、消防、警察等の関係機関に対する情報提供を行う。（危機管理部）

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導するものとする。
- (イ) 消防法で定める危険物施設の設置、または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者）

- (ア) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図るものとする。
- (イ) 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。
- (ウ) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備するものとする。（水道事業者）

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定めるものとする。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 活動の内容

災害情報の収集・連絡活動

1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】

ア 危険物等による大規模な事故が発生し、事業者、市町村等からの連絡を受けた場合、それぞれの危険物の取扱規制担当省庁へ連絡する。

イ 危険物等の取扱規制担当省庁から情報を受けた場合、これを市町村へ連絡する。

ウ 市町村等からの情報収集を行うとともに、必要に応じて、情報収集チームを派遣する等の活動を行う。

(2) 【市町村が実施する対策】

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡するものとする。

(3) 【事業者が実施する対策】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて、県の関係部局、警察署、消防署等に連絡するものとする。

第2節 災害の拡大防止活動

第1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第3 活動の内容

危険物等施設における災害拡大防止応急対策

1 基本方針

〔危険物関係〕

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため、応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

〔火薬関係〕

火薬類取扱施設の災害時には、火薬類の誘爆あるいは火薬庫の倒壊等による火薬類の盗難・紛失などによる被害拡大の二次災害の危険性が高い。

このため、発災時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

〔高圧ガス関係〕

高圧ガス製造施設等における災害時には、火災、爆発、漏洩等により、周辺住民に対し、大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

〔毒物劇物関係〕

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等で、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生した場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

〔タンクローリー等の横転事故関係〕

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者、警察本部等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、第2章の各節において、定めたところにより実施する。

2 実施計画

〔危険物関係〕

(1) 【県が実施する対策】

ア 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて、指示及び応援要請を行う。

イ 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

(2) 【市町村が実施する対策】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市町村長は、災害防止等のため、緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において、災害が発生した場合における連絡体制を確立するものとする。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、次項に掲げる項目について指導するものとする。

(3) 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするものとする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

ウ 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

〔火薬関係〕

(1) 【県が実施する対策】

ア 知事は、災害拡大防止のため、緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。(産業労働部)

イ 下記(2)の応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(産業労働部)

ウ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。(警察本部)

(2) 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

イ 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置をとり、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は、総て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民を避難させるものとする。

〔高圧ガス関係〕

(1) 【県が実施する対策】

ア 下記の(2)の応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。(産業労働部)

イ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。(警察本部)

(2) 【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

ア 施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察署及び消防機関に通報するものとする。

イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。

ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。

エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。

オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的

確に把握し、初期消火に努めるものとする。

カ 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては、風向きを考慮し、人命の安全を図るものとする。

キ 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。

〔毒物・劇物関係〕

(1) 【県が実施する対策】

ア 飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。
（健康福祉部）

イ 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。（健康福祉部）

ウ 飲料水汚染のおそれがある場合、市町村等へ連絡する。（環境部）

エ 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。（健康福祉部）

オ 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。（健康福祉部）

カ 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。（健康福祉部）

キ 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について、指導の徹底を図る。（健康福祉部）

ク 毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて、指示及び応援要請を行う。（健康福祉部）

ケ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。（警察本部）

(2) 【市町村が実施する対策】

ア 周辺住民に対して、緊急避難、広報活動を行うものとする。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行うものとする。

ウ 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行うものとする。

(3) 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

イ 毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

ウ 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

(イ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

(4) 【水道事業者等が実施する対策】

取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開するものとする。

[タンクローリー等の横転事故関係]

【県が実施する対策】

(ア) パトロール等による情報、発見者の通報等をもとに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。(建設部、道路公社、警察本部)

(イ) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは、通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。(警察本部)

[共通事項]

【県及び市町村が実施する対策】

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、救助・救急活動等を実施するものとする。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与える恐れがあるため、県及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

危険物等大量流出時における応急対策

1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑えるものとする。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、環境部）

- ア 流出した危険物等の種類、量等を確認する。
- イ 環境モニタリングを実施する。
- ウ 飲料水汚染のおそれのある場合、市町村等へ連絡する。（環境部）
- エ 毒物劇物の中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。（健康福祉部）

(2) 【市町村が実施する対策】

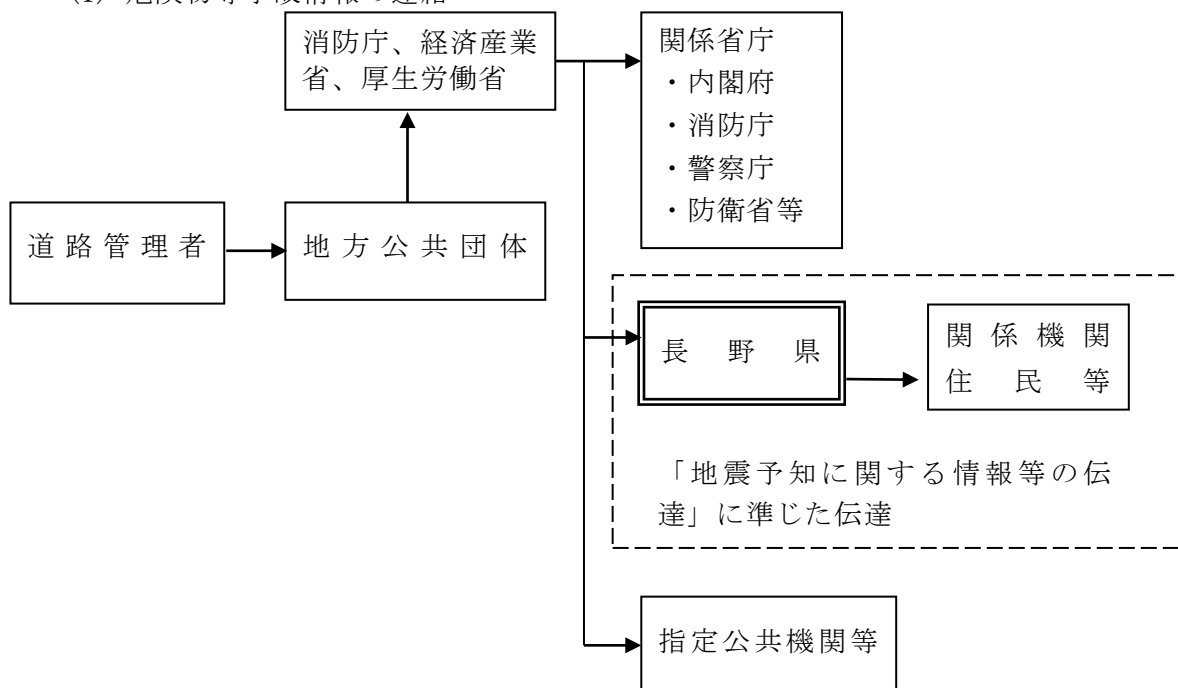
- ア オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置をとるものとする。
- イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し、通報を行うものとする。
- ウ 環境モニタリングを実施するものとする。

(3) 【関係機関が実施する対策】（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等）

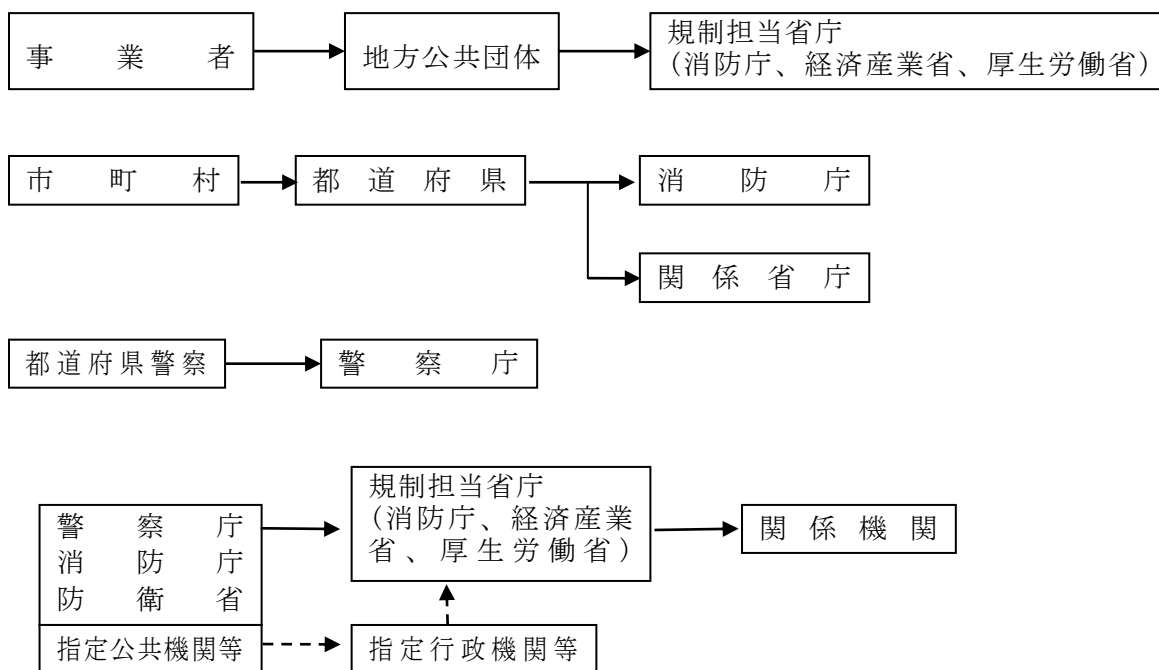
- ア 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。（河川管理者、危険物等施設の管理者等）
- イ 危険物等の流出の事態を発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報するものとする。（危険物等施設の管理者等）
- ウ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開するものとする。（水道事業者）

危険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡

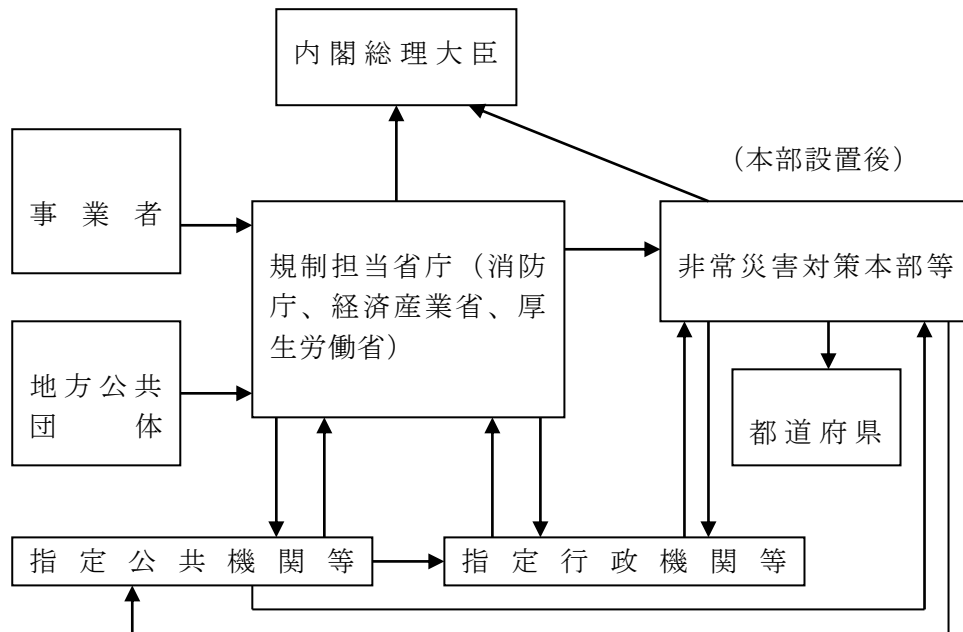


(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

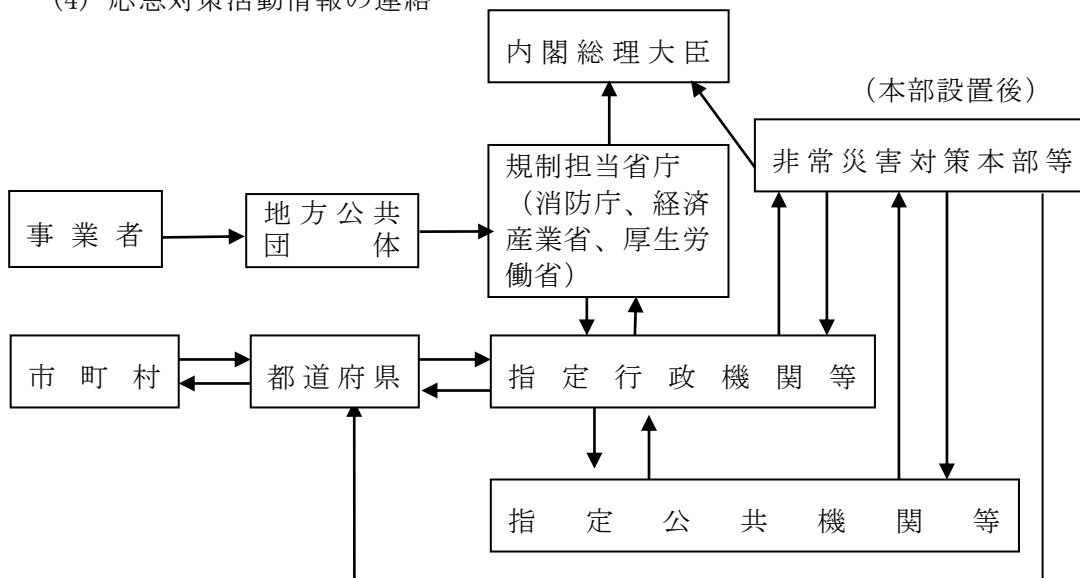


大規模な場合
(-----➡ は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

大規模な火事災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成するものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

第1 基本方針

県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した、災害に強いまちづくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第3 計画の内容

1 大規模な火事災害に強いまちの形成

(1) 基本方針

県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強い県づくり市町村づくりを行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。(全部局)
- (イ) 都市防災対策の検討、防火地域等の指定等にあたり、市町村へ助言を行う。(建設部)
- (ウ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について、協議、調整し、事業が適正に施行されるよう助言を行う。(建設部)
- (エ) 大規模な火事災害時における指定緊急避難場所としての防災機能を有する公園整備に努める。(建設部)
- (オ) 幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。(建設部)
- (カ) 計画的に市街地整備を行うため、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

このため、事業の推進に向けて市町村へ助言を行う。(建設部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに、十分配慮するものとする。
- (イ) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定めるものとする。
- (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。
- (エ) 大規模な都市における都市防災構造化事業計画を策定するものとする。
- (オ) 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努めるものとする。
- (カ) 市町村道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努めるものとする。
- (キ) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進するものとする。
- (ク) 「密集市街地における防災街区の整備に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進するものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し、安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 建築基準法に基づき、用途、規模、地域により、耐火性能を確保し、避難上の安全確保が要求される建築物について、耐火構造または準耐火構造とするように指導する。(建設部)
- (イ) 防火地域・準防火地域以外の市街地について、指定する建築基準法第22条区域内の建築物の屋根の不燃化等を促進するよう指導する。(建設部)
- (ウ) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し、火災に備える。(全機関)
- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じて、スプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。(危機管理部)

市町村文化財所管部局を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。(県民文化部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導するものとする。
- (イ) 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進するものとする。
- (ウ) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し、火災に備えるものとする。
- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。
- (オ) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画
- 4 避難誘導計画の整備

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

令和5年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車120台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車99.2%である。

これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。また、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

- (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る
- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。
- (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう指導する。
- (エ) 警察本部及び警察署は、発災時の迅速な救助体制の確立を図るとともに、ヘリコプター及びレスキュー車、投光車、トイレカー、ファイバースコープ等の装備資機材を整備する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。
その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
- (イ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行とともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。(日本赤十字社長野県支部)
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。(日本赤十字社長野県支部)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入するものとする。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した、広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地域災害医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 市町村において、大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が、的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成について助言する。(危機管理部)
- (エ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
- (オ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し、作成するものとする。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等

- e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要請
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
- また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を、毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 市町村に対し、市町村消防計画の作成について助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模な火事災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。(危機管理部)
- (イ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して、災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。(危機管理部)
- (ウ) 消防水利として活用される河川施設、農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。(農政部、建設部)

イ【市町村が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大

規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。

また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。さらに、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とするものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(エ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上、危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(オ) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が、迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に、関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定めるものとする。

(カ) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

4 避難誘導計画

(1) 基本方針

市町村は、大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

ア 市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとるものとする。

イ 市町村は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定するものとする。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して、安全な空間とすることに努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 消火活動

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

消火活動

1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて、他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】(危機管理部)

ア 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体への応援要請等を風水害対策編第3章第4節により行う。

イ 市町村長の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、消火活動及び救助活動等を実施する。

(2) 【市町村が実施する対策】

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に大規模な同時多発火災発生時には、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

(ウ) 応援要請等

a 市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を、風水害対策編第3章第4節により行うものとする。

b 市町村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第3章第5節により要請するものとする。

イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかにを行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、風水害対策編第3章第7節に定める。

(3) 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても、初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して、延焼拡大の防止に努めるものとする。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

第2節 避難誘導活動

第1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置をとる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

第3 活動の内容

1 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

(2) 【市町村が実施する対策】

庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

(3) 【建築物の所有者等が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

第3章 災害復旧・復興計画

基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

第1 基本方針

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解をもとめながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

イ【市町村が実施する対策】

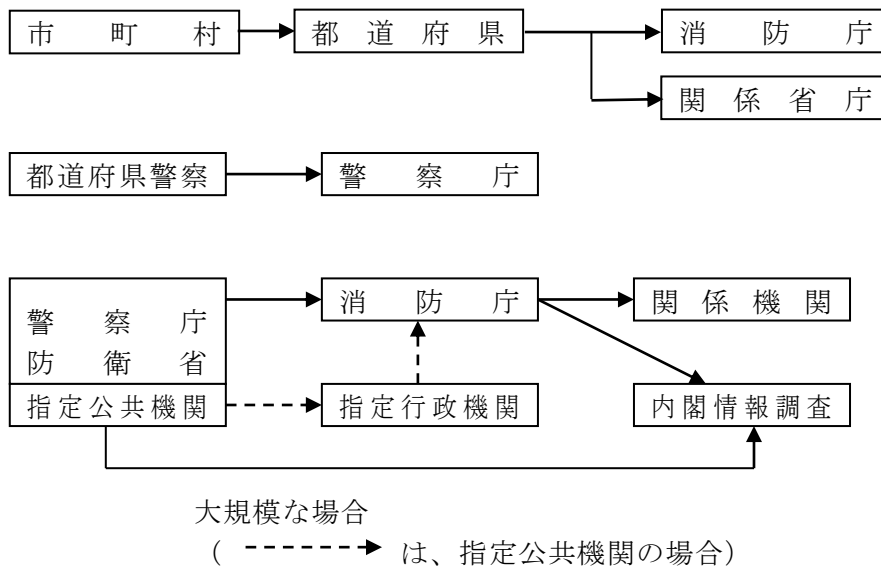
関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

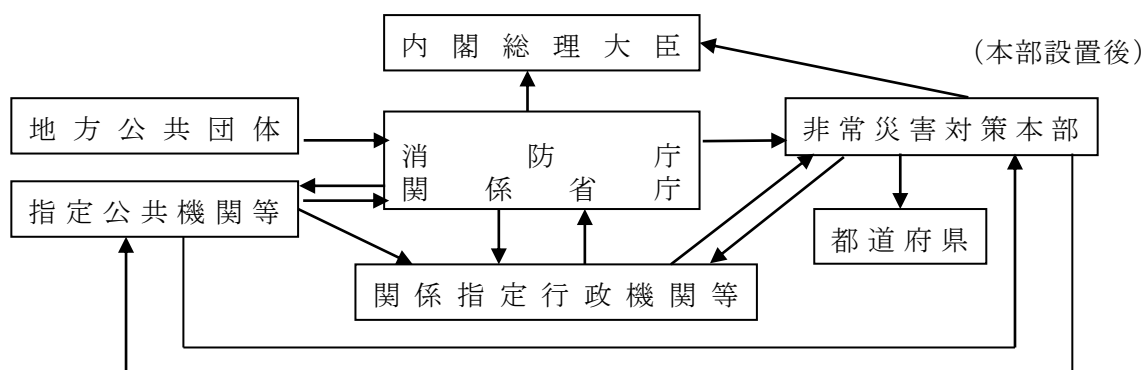
県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

大規模な火事災害における連絡体制

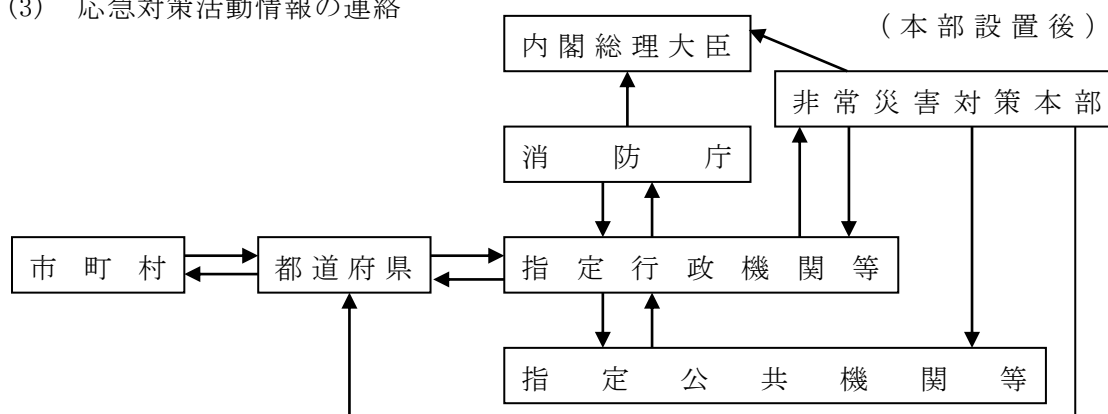
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

林野火災対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 基本方針

県及び市町村は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立する。
- 2 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 林野火災対策計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、林務部）

市町村に対し、林野火災対策計画の作成について助言し、予防対策の万全を期す。

イ【市町村が実施する計画】

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。

(ア) 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

(イ) 消防計画

- a 消防分担区域
- b 出動計画

- c 防ぎよ鎮圧要領
- (ウ) 資機材整備計画
- (エ) 防災訓練の実施計画
- (オ) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、林野火災予防のため、次の事業を行うものとする。

ア 防火思想の普及

- (ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図るものとする。
- (ウ) 自主防災組織の育成を図るものとする。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- (ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進するものとする。
- (イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図るものとする。
- (ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図るものとする。
- (エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進するものとする。

ウ 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視

エ 林野所有（管理）者に対する指導

- (ア) 火の後始末の徹底
- (イ) 防火線・防火樹帯の設置
- (ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立するものとする。
- (オ) 火災多発期における見回りの強化
- (カ) 消火のための水の確保等

オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

長野地方気象台からの情報の収集のほか、オンラインによる気象実況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台）

(ア) 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

(イ) 火災気象通報業務に関する協定に基づき通報様式により県に通報するものとする。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じヘリ、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進めるものとする。

また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

林野火災発生時の職員の参集等活動体制の確認を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 職員の参集等活動体制の確認を行うものとする。

(イ) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行うものとする。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 市町村に対し、消防水利の多様化とともに、適切な配置について助言を行う。
- (イ) 林野火災の初期消火を実施するため、消防防災ヘリコプターの迅速な出動体制を確保する。
- (ウ) 林野火災空中消火資機材を備蓄し、空中消火を実施する消防機関に貸与する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化するものとする。
- (イ) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握するものとする。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 総合防災訓練において自衛隊及び広域応援を想定した訓練を実施する。
- (イ) 空中消火資機材の取扱いに関する講習会を実施する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施するものとする。
- (イ) 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生の恐れのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】（危機管理部、林務部）

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合は、広報車、テレビ、ラジオ等により入林者等に対し火気取扱いの自粛等の広報等を行うとともに、巡視、監視を強化して、火災の発生を防止する。

(2) 【市町村が実施する対策】

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市町村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議するものとする。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知するものとする。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(ア) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請するものとする。

(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとるものとする。

(ウ) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底するものとする。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

1 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】（危機管理部、警察本部）

- ア ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施
- イ 関係機関とのホットラインの設置
- ウ 現地情報収集チームの派遣

(2) 【市町村が実施する対策】

- ア ヘリコプターによる偵察の要請
- イ 職員の災害現場への派遣

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、林務部、警察本部）

- (ア) ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施
- (イ) ホットライン等による関係機関からの情報収集の実施
- (ウ) 現地情報収集チームによる現地情報の収集
- (エ) 消防庁への火災即報の送信（必要に応じて林野庁、関係省庁への報告）

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- (イ) 消防本部からの県への火災即報の送信
- (ウ) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

2 林野所有（管理）者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求めるものとする。

イ【林野所有（管理）者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力をを行うものとする。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

(1)【県が実施する対策】（危機管理部、林務部）

県は、林野火災の状況を的確に把握し、次に掲げる事項について、応急措置をとるとともに、市町村に対し助言を行うものとする。

ア 通報連絡

林業関係機関及び林業関係団体に通報し、必要と認めるときは、(イ)、(ウ)、(エ)、に掲げる応援機関に通報し、応援を得て、消火活動を実施するものとする。

イ 市町村相互応援

林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があるので、火災の拡大にともない、当該市町村のみでは消火できないと判断したときは、市町村の相互応援協定により、応援状況を勘案しつつ、他市町村に対し応援を指示するものとする。

ウ 広域航空消防応援

広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により要請するものとする。（資料編参照）

エ 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣を必要とするときは、風水害対策編 第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊の災害派遣」により、要請するものとする。

オ 林野火災空中消火

消防防災ヘリコプター等による空中消火を実施する。

(2)【市町村が実施する対策】

市町村は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずるものとする。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防ぎょ担当区域

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

- キ 救急救護対策
- ク 住民等の避難
- ケ 空中消火の要請

(3)【関係機関が実施する対策】（中部森林管理局）

ア 国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林附近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努めるものとする。

- イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、風水害対策編 第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請するものとする。

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から県民を守るための措置をとる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置をとるとともに、関係機関への情報提供をおこなう。

第3 活動の内容

二次災害の防止

1 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置をとる。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】

ア 林務部が実施する対策

機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響等について調査し、危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行うとともに、土砂災害等の防止対策を検討する。

イ 建設部が実施する対策

(ア) 緊急点検マニュアルにより、土砂災害警戒区域等及び施設の点検を実施する。

(イ) 必要に応じ、斜面判定士の派遣要請をする。

(ウ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行う。

また、必要に応じ応急活動を実施する。

(2) 【市町村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】（林務部）

ア 保安林及び保安林の指定を行い管理していく必要のある公益的に重要な森林においては、土砂の移動を防止するための柵工・土留工などの施設と組み合わせて植栽し、森林を造成する。

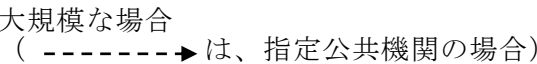
イ 寡雨地帯においては、森林の延焼を防止又は軽減することを目的に防火林帯（防火樹林帯及び空間地帯）の造成等について検討する。

(2) 【市町村が実施する対策】

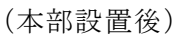
寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行うものとする。

林野火災における連絡体制

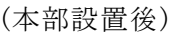
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

修 正 経 過				
昭和38年 3月22日	作成	平成12年 3月17日	第35回修正	
昭和39年 3月 4日	第1回修正	平成13年 6月18日	第36回修正	
昭和40年 2月27日	第2回修正	平成15年 3月31日	第37回修正	
昭和41年 3月 4日	第3回修正	平成16年 5月21日	第38回修正	
昭和42年 3月15日	第4回修正	平成17年 1月 7日	第39回修正	
昭和43年 2月29日	第5回修正	平成18年 2月17日	第40回修正	
昭和44年 2月28日	第6回修正	平成19年 6月22日	第41回修正	
昭和45年 2月27日	第7回修正	平成20年 5月29日	第42回修正	
昭和46年 2月15日	第8回修正	平成21年 3月27日	第43回修正	
昭和47年 2月25日	第9回修正	平成23年 1月11日	第44回修正	
昭和48年 2月13日	第10回修正	平成23年 7月12日	第45回修正	
昭和49年 2月22日	第11回修正	平成24年 2月15日	第46回修正	
昭和50年 2月19日	第12回修正	平成25年 2月19日	第47回修正	
昭和51年 4月 1日	第13回修正	平成26年 2月28日	第48回修正	
昭和52年 2月18日	第14回修正	平成26年11月20日	第49回修正	
昭和53年 2月28日	第15回修正	平成27年 3月 6日	第50回修正	
昭和54年 3月 6日	第16回修正	平成28年 2月15日	第51回修正	
昭和55年 3月31日	第17回修正	平成29年 3月31日	第52回修正	
昭和56年 3月25日	第18回修正	平成30年 3月13日	第53回修正	
昭和57年 3月25日	第19回修正	平成31年 1月21日	第54回修正	
昭和58年 3月25日	第20回修正	令和 2年 3月31日	第55回修正	
昭和59年 3月29日	第21回修正	令和 3年 3月10日	第56回修正	
昭和60年 3月28日	第22回修正	令和 3年12月20日	第57回修正	
昭和61年 3月25日	第23回修正	令和 5年 2月13日	第58回修正	
昭和62年 3月19日	第24回修正	令和 6年 3月29日	第59回修正	
昭和63年 5月23日	第25回修正			
平成元年 5月15日	第26回修正			
平成 2年 5月30日	第27回修正			
平成 3年 5月21日	第28回修正			
平成 4年 6月10日	第29回修正			
平成 6年 3月 9日	第30回修正			
平成 7年 3月20日	第31回修正			
平成 8年 5月23日	第32回修正			
平成 9年 3月31日	第33回修正			
平成10年 6月30日	第34回修正			

長野県地域防災計画 その他災害対策編

発 行 日	令和 7 年 3 月 19 日 第 60 回修正
編集・発行	長野県防災会議 長野県危機管理部 危機管理防災課 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 電話 026(235)7184(直通) FAX 026(233)4332 Eメールアドレス bosai@pref.nagano.lg.jp